

平成28年第4回京丹波町議会定例会（第4号）

平成28年12月21日（水）

開議 午前 9時00分

1 議事日程

- 第 1 会議録署名議員の指名
- 第 2 諸般の報告
- 第 3 議案第86号 京丹波町職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 第 4 議案第87号 京丹波町職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 第 5 同意第 7号 固定資産評価審査委員会委員の選任について
- 第 6 同意第 8号 公平委員会委員の選任について
- 第 7 諮問第 3号 人権擁護委員候補者の推薦について
- 第 8 諮問第 4号 人権擁護委員候補者の推薦について
- 第 9 議案第69号 京丹波町水道事業の設置等に関する条例の制定について
- 第10 議案第70号 京丹波町水道事業職員の給与の種類及び基準に関する条例の制定について
- 第11 議案第71号 京丹波町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 第12 議案第72号 京丹波町特別職の職員で常勤のもの給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 第13 議案第73号 京丹波町議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 第14 議案第74号 京丹波町税条例等の一部を改正する条例の制定について
- 第15 議案第75号 京丹波町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について
- 第16 議案第76号 京都地方税機構規約の変更について
- 第17 議案第77号 国民健康保険南丹病院組合規約の一部変更について
- 第18 議案第78号 平成28年度京丹波町一般会計補正予算（第3号）
- 第19 議案第79号 平成28年度京丹波町国民健康保険事業特別会計補正予算（第2号）

- 第 2 0 議案第 8 0 号 平成 2 8 年度京丹波町後期高齢者医療特別会計補正予算（第 2 号）
- 第 2 1 議案第 8 1 号 平成 2 8 年度京丹波町介護保険事業特別会計補正予算（第 2 号）
- 第 2 2 議案第 8 2 号 平成 2 8 年度京丹波町水道事業特別会計補正予算（第 1 号）
- 第 2 3 議案第 8 3 号 平成 2 8 年度京丹波町下水道事業特別会計補正予算（第 1 号）
- 第 2 4 議案第 8 4 号 平成 2 8 年度京丹波町町営バス運行事業特別会計補正予算（第 1 号）
- 第 2 5 議案第 8 5 号 平成 2 8 年度国保京丹波町病院事業会計補正予算（第 1 号）
- 第 2 6 請願第 1 号 中途失聴者・難聴者に対する公職選挙のバリアフリー実現を求める意見書の提出に関する請願書
- 第 2 7 発委第 2 号 中途失聴者・難聴者に対する公職選挙のバリアフリーを求める意見書
- 第 2 8 閉会中の継続調査について

2 議会に付議した案件

議事日程のとおり

3 出席議員（16名）

- 1 番 坂 本 美智代 君
- 2 番 東 まさ子 君
- 3 番 森 田 幸 子 君
- 4 番 篠 塚 信太郎 君
- 5 番 山 田 均 君
- 6 番 山 内 武 夫 君
- 7 番 山 下 靖 夫 君
- 8 番 原 田 寿賀美 君
- 9 番 山 崎 裕 二 君
- 1 0 番 村 山 良 夫 君
- 1 1 番 岩 田 恵 一 君
- 1 2 番 北 尾 潤 君
- 1 3 番 梅 原 好 範 君

14番 鈴木利明君

15番 松村篤郎君

16番 野口久之君

4 欠席議員（0名）

5 説明のため、地方自治法第121条の規定により出席を求めた者（21名）

町長	寺尾豊爾君
副町長	畠中源一君
参事	伴田邦雄君
参事	山田洋之君
総務課長	中尾達也君
監理課長	木南哲也君
企画政策課長	久木寿一君
税務課長	松山征義君
住民課長	長澤誠君
保健福祉課長	大西義弘君
子育て支援課長	津田知美君
医療政策課長	藤田正則君
農林振興課長	栗林英治君
商工観光課長	山森英二君
土木建築課長	山内和浩君
水道課長	十倉隆英君
会計管理者	下伊豆かおり君
瑞穂支所長	山内善博君
和知支所長	榎川諭君
教育長	松本和久君
教育次長	川寫勇人君

6 出席事務局職員（2名）

議会事務局長	堂本光浩
--------	------

書 記 山 口 知 哉

開議 午前 9時00分

○議長（野口久之君） それでは、改めまして、おはようございます。

本日は、ご参集いただき、大変ご苦労さまでございます。

ただいまの出席議員は16名であります。

定足数に達しておりますので、平成28年第4回京丹波町議会定例会を再開いたします。

直ちに本日の会議を開きます。

《日程第1、会議録署名議員の指名》

○議長（野口久之君） 日程第1、会議録署名議員の指名をします。

会議録署名議員は、会議規則第126条の規定により、15番議員・松村篤郎君、1番議員・坂本美智代君を指名します。

《日程第2、諸般の報告》

○議長（野口久之君） 日程第2、諸般の報告を行います。

本会期中に各委員会が開催され、付託議案等の審査が行われました。

本日、本会議終了後、全員協議会を開催します。議員の皆さんには大変ご苦労さまでございますが、よろしくお願いをいたします。

本日の会議に、京丹波町ケーブルテレビの撮影・収録を許可したので報告します。

以上で、諸般の報告を終わります。

《日程第3、議案第86号 京丹波町職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例の制定について～日程第4、議案第87号 京丹波町職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例の制定について》

○議長（野口久之君） 日程第3、議案第86号 京丹波町職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例の制定について並びに日程第4、議案第87号 京丹波町職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを一括議題とします。

町長の提案理由の説明を求めます。

寺尾町長。

○町長（寺尾豊爾君） おはようございます。

今期定例会も本日で最終日を迎えさせていただくことになりました。議員各位には、連日、熱心にご審議いただいておりますことに厚くお礼申し上げます。

それでは、本日、追加提案させていただきます議案につきまして、その概要を説明させていただきます。

議案第86号 京丹波町職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例では、地方公務員の育児休業等に関する法律の改正に伴い、育児休業の対象となる子の範囲が拡大されることから、新たに対象となった子に準ずる者を条例で定めることなど、所要の改正を行うものであります。

議案第87号 京丹波町職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例では、育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律の改正に伴い、育児または介護を行う職員の早出遅出勤務、深夜勤務及び時間外勤務の制限等の対象となる子の範囲を、育児休業制度と同様に拡大する必要があるもの及び介護休暇の分割取得、介護時間の新設など、所要の改正を行うものであります。

以上、提案理由の説明といたします。

○議長（野口久之君） 補足説明を担当課長から求めます。

中尾総務課長。

○総務課長（中尾達也君） それでは、議案第86号 京丹波町職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例につきまして、補足説明を申し上げます。

提案理由といたしましては、先ほど町長からの提案理由説明のとおりでありまして、地方公務員の育児休業等に関する法律の改正が12月2日に公布をされたことに伴いまして、所要の改正を行うものでございます。

近年、少子高齢化の進展に伴いまして、育児や介護と仕事の両立を支援していくことが国の重要な課題となっております。家族形態の変化やさまざまな介護の状況に柔軟に対応できるよう、公務においても適切な公務運営を確保しつつ、働きながら育児や介護がしやすい環境整備を進める必要があることから、関係法令の改正が行われたものでございます。

それでは、議案の内容につきまして、説明をさせていただきます。

議案中ほどの新旧対照表によりまして、説明をさせていただきます。

まず、法律の改正によりまして、育児休業の対象となる子の範囲が、1つは民法の規定による特別養子縁組の成立に係る監護期間中の子。もう1点は、児童福祉法の規定によります里親である職員に委託されている子。3点目に、その他これらに準ずる者として条例に定める者となっております。法律上の親子関係に準ずる関係にある子にも拡大されるもので、このうち新たに第2条の2を設けまして、その他これらに準ずる者について本条例に定めるものでございます。

その他これらに準ずる者とは、児童福祉法第6条の4に規定されています養育里親、養子縁組を目的とせず要保護児童を預かって養育する里親のことでありますが、その養育里親である職員に託されている児童を言います。ここで言う養育里親である職員は、児童の親その他の意に反するため、養子縁組によって養親となることができない職員を言います。

次に、第3条関係ですが、新たに第2号としまして、育児休業をしている職員が当該育児休業に係る子以外の子に係る育児休業の承認を受けたことにより、承認が取り消された子に1号のイまたはロに該当することとなった場合に加えまして、特別養子縁組として裁判所に申し立てを行い、決定されぬまま養育期間が終了した場合、再度、育児休業が認められるというものでございます。

次に、1枚めくっていただきまして、第10条関係でございます。

第10条関係では、育児短時間勤務をしている職員において、第3条第1号または第2号と同内容となった場合に、再度、育児休業が認められるものを規定をしているところでございます。

次のページに入りまして、第14条及び第16条関係でございます。

ここでは、準則に従いまして、「任期付」という文言を削除をいたしております。

それから、第18条関係でございます。

第2項におきまして、部分休業に介護時間について明記をするものでございます。

以上の内容でありまして、附則におきまして、施行日を平成29年1月1日からとするものでございます。

続きまして、議案第87号 京丹波町職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例につきまして、補足説明を申し上げます。

提案理由といたしましては、先ほどの町長からの提案理由の説明のとおり、育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律の改正が12月2日に施行されたことに伴いまして、所要の改正を行うものでございます。

先ほど、説明をさせていただきました育児休業等に関する条例の一部改正と同様に、働きながら育児や介護がしやすい環境整備を進める必要があることから、関係法令の改正が行われたものでございます。

それでは、議案中ほどにあります新旧対照表によりまして、ご説明をさせていただきます。

初めに、第8条の2におきましては、育児または介護を行う職員の早出・遅出勤務において、対象となる子の範囲を明記をするものでございまして、特別養子縁組の成立について家庭裁判所に請求した者であって現に監護する者。それから、養子縁組里親である職員に委託

されている児童。その他これらに準ずる者として規則で定めるものとして明記をするものでございます。

今回、拡充されました3項目のうち、1点目でございますが、特別養子縁組といいまして、6歳未満の子で養親となります者が家庭裁判所に申し立てを行い、一般的には6カ月以上の養育状況を踏まえて、審判により成立をするというものでございまして、実の親との関係は消滅することとなります。その特別養子縁組に係る子を監護している者でございます。

2点目には、養子縁組によって養親となることを希望する職員に託されている児童。

3点目は、その他規則で定める者と明記をしております。

次に、第8条の3第4項でございます。

ここでは、準則に倣った文言の整理を行うものでございます。

1枚めくっていただきまして、第11条関係でございます。

ここでは、休暇の種類に新たに介護時間を加えるものでございます。

次に、第15条でございますが、介護休暇の分割取得について明記をするものでありまして、現行の第2項に規定します連続する6月の範囲内から継続する状態ごとに3回以内で、かつ通算して6月を超えない範囲に拡大をされるものでございます。

第15条の2では、新たに介護時間を明記をするものでありまして、職員が要介護者の介護をするため、要介護者のおのおのが必要とする継続する状態ごとに連続する3年の期間内において、1日の勤務時間の一部についての休暇とし、1日につきまして2時間以内の必要な時間と明記をしております。また、介護時間の取得によります給与額の減額につきましても、規定をするものでございます。

以上の内容となっております、附則におきまして、施行日を平成29年1月1日からとするものでございます。

以上、議案第86号及び議案第87号の補足説明とさせていただきます。ご審議いただきますよう、よろしくお願いいたします。

○議長（野口久之君） 以上、説明のとおりであります。

これより、議案第86号 京丹波町職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例の制定についての質疑を行います。

山田君。

○5番（山田 均君） 1点お尋ねをしておきたいと思うのですが、今回、一部改正の内容としては、職員の育児休業にかかわる条例でよくなるかといいますか、そういうことなのですが、具体的に、本町の職員が今回の条例制定に伴って該当する職員というのはおるのかど

うか、1点伺っておきます。

○議長（野口久之君） 中尾総務課長。

○総務課長（中尾達也君） 現段階におきましては、該当する職員はございません。

○議長（野口久之君） これをもって質疑を終わります。

これより討論を行います。

最初に原案に反対者の発言を許可します。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（野口久之君） 次に原案に賛成者の発言を許可します。

討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（野口久之君） これで討論を終わります。

これより、議案第86号を採決します。

議案第86号 京丹波町職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例の制定について、原案のとおり決することに賛成の方は挙手願います。

（全員 挙手）

○議長（野口久之君） 挙手全員であります。

よって、議案第86号は、原案のとおり可決されました。

次に、議案第87号 京丹波町職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例の制定についての質疑を行います。

山田君。

○5番（山田 均君） 議案第87号につきましてもお尋ねをしておきたいと思うのですが、今回の提案になっております職員の勤務時間、休暇に関する一部改正という中で、特に介護にかかわる育児の問題もありますけれども、高齢化の中で高齢者を抱える職員も多いわけですので、今回この提案になっております条例に基づいて、短時間でも休暇がとれるということになっておるわけですので、そういうように該当する職員というのはあるのではないかと思うのですが、その辺についてはつかんでおられるといいますか、希望があるというように考えておられるのかどうか、また、当然該当するというのも、そういう職員がおるのかどうかということもあろうかと思っておりますけれども、その点を伺っておきます。

○議長（野口久之君） 中尾総務課長。

○総務課長（中尾達也君） 現段階におきまして、こちらのほうで把握をしているとか、ある

いは希望等があるという職員については、いないという状況でございます。ただ、今後、介護を必要とする職員というのも当然いるというふうにも思っておりますし、今回の条例改正によりまして、より取得をしやすい状況になるというふうに理解をしております。

○議長（野口久之君） これをもって質疑を終わります。

これより討論を行います。

最初に原案に反対者の発言を許可します。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（野口久之君） 次に原案に賛成者の発言を許可します。

討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（野口久之君） これで討論を終わります。

これより、議案第87号を採決します。

議案第87号 京丹波町職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例の制定について、原案のとおり決することに賛成の方は挙手願います。

（全員 挙手）

○議長（野口久之君） 挙手全員であります。

よって、議案第87号は、原案のとおり可決されました。

《日程第5、同意第7号 固定資産評価審査委員会委員の選任について》

○議長（野口久之君） 日程第5、同意第7号 固定資産評価審査委員会委員の選任についてを議題とします。

これより質疑を行います。

山田君。

○5番（山田 均君） 固定資産評価委員会の委員の選任で、今回提案になっております方がどうこうという問題ではないのですが、説明のときに旧町ごとに選任して3名の委員さんにお世話になっておると。その中で、今回、杉本さんの選任という説明があったと思うのですが、瑞穂と和知からの委員さん、以前、提案もあって、合併後、任期切れをずらして選任をするということになってきたと思うのですが、改めて瑞穂の委員さんと和知の委員さん伺っておきたいと思えます。

○議長（野口久之君） 松山税務課長。

○税務課長（松山征義君） 現在、お世話になっております委員さんで、和知地区からは野間

雅彦さん、瑞穂地区からは岡花芳樹さんにお世話になっております。

以上です。

○議長（野口久之君） これをもって質疑を終結します。

討論を省略します。

これより、同意第7号を採決します。

この評決は起立により行います。

同意第7号 固定資産評価審査委員会委員の選任について、同意することに賛成の方は起立願います。

（全員 起立）

○議長（野口久之君） 起立全員であります。

よって、同意第7号は、原案のとおり同意されました。

《日程第6、同意第8号 公平委員会委員の選任について》

○議長（野口久之君） 日程第6、同意第8号 公平委員会委員の選任についてを議題とします。

これより質疑を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（野口久之君） これをもって質疑を終結します。

討論を省略します。

これより、同意第8号を採決します。

この評決は起立により行います。

同意第8号 公平委員会委員の選任について、同意することに賛成の方は起立願います。

（全員 起立）

○議長（野口久之君） 起立全員であります。

よって、同意第8号は、原案のとおり同意されました。

《日程第7、諮問第3号 人権擁護委員候補者の推薦について》

○議長（野口久之君） 日程第7、諮問第3号 人権擁護委員候補者の推薦についてを議題とします。

これより質疑を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（野口久之君） これをもって質疑を終結します。

お諮りします。

諮問第3号 人権擁護委員候補者の推薦について、原案の推薦者を適任とし、答申することにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（野口久之君） 異議なしと認めます。

よって、諮問第3号は原案の推薦者を適任とし、答申することに決しました。

《日程第8、諮問第4号 人権擁護委員候補者の推薦について》

○議長（野口久之君） 日程第8、諮問第4号 人権擁護委員候補者の推薦についてを議題とします。

これより質疑を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（野口久之君） これをもって質疑を終結します。

お諮りします。

諮問第4号 人権擁護委員候補者の推薦について、原案の推薦者を適任とし、答申することにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（野口久之君） 異議なしと認めます。

よって、諮問第4号は原案の推薦者を適任とし、答申することに決しました。

《日程第9、議案第69号 京丹波町水道事業の設置等に関する条例の制定について》

○議長（野口久之君） 日程第9、議案第69号 京丹波町水道事業の設置等に関する条例の制定についてを議題とします。

これより質疑を行います。

山田君。

○5番（山田 均君） 今回、公営企業に移行するという事で提案になっているわけですが、この条例の第5条にあります議会の同意を要する賠償責任の免除というところで、水道事業の業務に従事する職員の賠償責任の免除について議会の同意を得なければならない場合は、当該賠償責任に係る賠償額が100万円以上である場合とするということになっておりますが、この100万円という根拠は、どこから100万円ということになって

おるのか伺っておきたいと思います。

○議長（野口久之君） 十倉水道課長。

○水道課長（十倉隆英君） 100万円以上の根拠でございますが、今後、会計規程等を設けて、現金取扱員が1日に取り扱える金額を100万円と定めることとしております。その金額につきましては、一般家庭用の25ミリ口径の新規加入分担金が84万2,400円であることから、それを超える額100万円までは現金の取り扱いが必要であるということで、それ以上につきましては、特例がない限りは現金を取り扱えないということになりますので、その金額をもとに賠償金額を免除できる額の上限を100万円以上ということに定めたものでございます。

以上です。

○議長（野口久之君） 山田君。

○5番（山田 均君） 町長にお尋ねをしておきたいと思うのですが、京丹波町は、合併後に、副町長などの収賄事件もありまして、平成26年には職員の公金横領事件などございまして、公金の扱いというのを非常に厳格にしようということになっておるのですが、今回、この条例で100万円までということ、今、担当課からもありましたが、25ミリの場合を想定しておるということですが、普通、一般家庭の場合は13ミリが中心なんですね。聞きますと、99%が13ミリということをお考えますと、あえて25ミリを想定して100万円ということではなしに、できるだけ現金は必要最小限にするということが私は基本だと思うのですが、ちなみに、近隣を調べてみますと、亀岡市の場合は50万円、南丹市は10万円、福知山市は50万円、与謝野町で10万円ということになっておるのですが、100万円という金額、今、担当課からありましたけども、町長として判断をされた理由を改めて伺っておきたいと思います。

○議長（野口久之君） 寺尾町長。

○町長（寺尾豊爾君） 今、担当課長が答弁したとおりでして、25ミリが100万円以内だということで、100万円以上の場合は議会の同意を得るということでもあります。

以上です。

○議長（野口久之君） 山田君。

○5番（山田 均君） あえて伺っておきたいのですが、実際、今、京丹波町で、それぞれ一般家庭の場合、どれぐらいの率になっておるかということをお聞きしますと、25ミリの場合は9件、20ミリが50件、13ミリが6,470件ということで、わずか25ミリは限られておるのですが、やっぱり現金を扱うということではできるだけ避けるべきだと思

ますし、病院でしたら窓口で専門的に対応しているわけでございますけども、水道課の場合でしたら担当の職員が扱うわけでございますけど、そういうことはできるだけ現金扱いは少なくすると。そして、できるだけそういう場合には振り込んでいただくと。こういう姿勢が私は必要だと思うのですけども、その辺についての考えを伺っておきます。

○議長（野口久之君） 十倉水道課長。

○水道課長（十倉隆英君） 数は少ないのではございますが、一般家庭用として25ミリの加入分担金を支払うところもございます。現金取扱員につきましては、水道課だけではなく、各支所なり会計室、窓口等についても現金出納員をお願いすることとしておりますので、そういった場合、もし、加入分担金を持ってこられたときに、そのままお帰りいただくのではなくて、その場で加入していただきたいというふうに考えまして、一般家庭用については、現金として取り扱いたいということで金額のほうは定めたところでございます。賠償責任の100万円につきましては、本町には財務適用を受けております病院事業条例もございまして、その条例におきましても100万円以上の免責の場合というふうに定められておりますので、同じ公営企業の適用を受ける条例として同額とすることが妥当ではないかなというふうにも考えております。

以上です。

○議長（野口久之君） 山崎君。

○9番（山崎裕二君） 先ほどから言葉遊びみたいな感じで聞いていたのですけど、100万円までという言葉であったり、町長からは100万円以内というような答弁があったりしましたが、100万円までとか100万円以内というのは、100万円は含むのですか、含まないのですか、答弁を求めます。

○議長（野口久之君） 十倉水道課長。

○水道課長（十倉隆英君） 賠償の免除について議会の同意を得なければならない場合は、賠償責任に係る賠償額が100万円以上である場合というふうに規定しております。

以上です。

○議長（野口久之君） 山崎君。

○9番（山崎裕二君） それは5条に書いてあるとおりでと思いますが、現金取り扱いができるお金が100万円まで、100万円以内というようなところは答弁としてあったかと思うのですけど、100万円までに100万円を含むのであれば、100万円以上とかぶるところが出てくると思うのですよね。そういったところから、今、質疑をしています。

○議長（野口久之君） 十倉水道課長。

○水道課長（十倉隆英君） 100万円まで現金を取り扱えるというふうに会計規程を定めることとしておりますので、100万円まで現金を取り扱うということは、日常的に現金を使うという意味ですので、それを超える額に対して何かあった場合、損害賠償をしなければならない場合に、まず管理者が監査委員さんの意見を聞いて、その意見を付して町長が議会のほうに付議するということで、賠償責任の免除についてはそういうふうな規定を設けているところでございます。

以上です。

（音声なし）

○議長（野口久之君） 十倉水道課長。

○水道課長（十倉隆英君） 100万円以内ですので、100万円までですので、100万円は含まないというふうに考えております。

以上です。

○議長（野口久之君） これをもって質疑を終結します。

これより討論を行います。

最初に原案に反対者の発言を許可します。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（野口久之君） 次に原案に賛成者の発言を許可します。

討論はありませんか。

山田君。

○5番（山田 均君） ただいま提案になっております議案第69号 京丹波町水道事業の設置等に関する条例の制定について、賛成の立場から討論を行います。

今回、提案されております水道事業の設置の理由は、地方公営企業法により、水道事業は、この法律の適用を受ける企業の範囲となることから今回の条例提案がされております。この点についてはやむを得ないものと考えます。指摘しておきたいのは、質疑も今行いましたが、京丹波町水道事業の設置等に関する条例の第5条、議会の同意を要する賠償責任の免除の中で、水道事業の業務に従事する職員の賠償責任の免除について議会の同意を得なければならない場合は、当該賠償責任に係る賠償額が100万円以上である場合とするとなっております。100万円の根拠は、今もありましたが、25ミリの加入分担金が84万2,400円ということで、この金額まで受け取れるようにしたいという答弁もございました。しかし、病院のことも事業組合の関係でありましたけども、病院との比較は、現金を取り扱う窓口の体制も全く違うというように考えます。

また、一般家庭が加入する比率を見ても、通常の13ミリは加入者全体の99.1%、25ミリの場合の加入件数は全体のわずか0.14%です。水道事業の業務に従事する職員の賠償責任の免除を求める額を、25ミリの加入分担金を考えて100万円とした根拠の説明では説得力がありません。

京丹波町は、合併直後に、当時の副町長などが収賄事件で逮捕され、有罪になる事件を初め、平成26年には職員の公金横領事件も発生、その後にも職員の公金扱いの問題も起こりました。こうした経験からも現金の扱いは必要最小限の額にすべきです。一般家庭用の13ミリの加入分担金は14万4000円、20ミリでも42万1,200円です。

近隣町では、議会の同意を要する賠償責任の免除の額は、亀岡市で50万円、南丹市で10万円、福知山市で50万円、与謝野町は10万円となっております。もちろん制定をされた時期もありますが、金額に大きな差があります。公金は、直接現金では扱わないようにすべきです。

提案されている水道事業の設置等に関する条例に伴い、規則や取扱要綱も当然設置をされます。その中で、公金の取り扱いについて振り込みを原則にするとともに、現金の取り扱い金額も最低限の必要額とし、やむを得ず現金を取り扱う場合には、複数以上の職員で行うなど、現金の取扱規程を設けるなどの厳格な取り扱いをすべきことを指摘して、賛成討論いたします。

○議長（野口久之君） ほかに討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（野口久之君） これで討論を終結します。

議案第69号 京丹波町水道事業の設置等に関する条例の制定について、原案のとおり決することに賛成の方は挙手願います。

（全員 挙手）

○議長（野口久之君） 挙手全員であります。

よって、議案第69号は、原案のとおり可決されました。

《日程第10、議案第70号 京丹波町水道事業職員の給与の種類及び基準に関する条例の制定について》

○議長（野口久之君） 日程第10、議案第70号 京丹波町水道事業職員の給与の種類及び基準に関する条例の制定についてを議題とします。

これより質疑を行います。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(野口久之君) これをもって質疑を終結します。

これより討論を行います。

最初に原案に反対者の発言を許可します。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(野口久之君) 次に原案に賛成者の発言を許可します。

討論ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(野口久之君) これで討論を終結します。

議案第70号 京丹波町水道事業職員の給与の種類及び基準に関する条例の制定について、
原案のとおり決することに賛成の方は挙手願います。

(全員 挙手)

○議長(野口久之君) 挙手全員であります。

よって、議案第70号は、原案のとおり可決されました。

《日程第11、議案第71号 京丹波町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定
について》

○議長(野口久之君) 日程第11、議案第71号 京丹波町職員の給与に関する条例の一部
を改正する条例の制定についてを議題とします。

これより質疑を行います。

篠塚君。

○4番(篠塚信太郎君) 人事院勧告によりまして、職員の本給が平均0.2%、初任給が1,
500円と、わずかではありますが引き上げられまして、そして勤勉手当につきましては0.
1カ月増ということで、このデフレ経済の中での引き上げでありまして、正職員の士気が上
がり、能率的な業務が遂行されるものというふうに私は期待しております。

一方、270名余りの嘱託臨時職員等の非正規職員との賃金格差が、正職員を引き上げる
ということは拡大するということになりますので、本年の人事院勧告による給与改定などの
改定をどのように、嘱託臨時職員との賃金に反映をさせるのかお聞きをいたします。

○議長(野口久之君) 中尾総務課長。

○総務課長(中尾達也君) 今回の職員の給与等の改正によりまして、職員につきましては若
干の引き上げ等がなされるわけでございます。これにあわせましてといたしますか、嘱託職員

におきましても、同じ業種でありながら、また同じ内容の業務を行うところでも賃金の格差が生じるという状況もございますので、現在、見直しの作業を進めておりまして、改善に向けまして取り組んでいるところでございます。改定等につきましては、新年度におきましての対応を予定をしているところでございます。

また、臨職におきましても、京都府の最低賃金の引き上げ等もありましたことから、随時改定をしたところでございまして、そういった部分も踏まえまして、現在調整を行っているところでございます。

○議長（野口久之君） 篠塚君。

○4番（篠塚信太郎君） 正職員と非正規職員の待遇改善を是正するための同一労働、同一賃金の実現に向けまして、政府がまとめるガイドラインも報道されておりますが、昨日、首相官邸におきまして、働き方改革実現会議にこの提示をされております。その内容の報道を見ますと、基本給やボーナスは、能力や業績への貢献、勤続年数が正社員と同じなら同水準の支給が原則、違いがあったらその程度に応じて支給ということで、若干、不合理も認めているというような内容でございしますが、しかし、同一労働、同一賃金という方針が示されております。そして、当然、基本給や賞与、各諸手当支給についての具体例も示しております。

そこで、来年、秋の臨時国会におきまして、この関連法の改正が提示をされるというような予定というふうに報道されております。したがって、嘱託職員には期末手当は支給はされておりますが、勤勉手当は支給をされておられませんので、今後、こういう法改正もされるということを見据えまして、同一労働とみなされる嘱託職員には勤勉手当も支給をすべきではないか、お聞きをいたしておきます。

○議長（野口久之君） 中尾総務課長。

○総務課長（中尾達也君） 現在のところ、そのような支給の考え等は持っていないところでございますけれども、国が示しておりますように、働きやすい労働条件の改善につきましては、本町におきましても、本町においてお仕事をさせていただくというところもございしますので、しっかりと改善をしていきたいというふうに考えております。

○議長（野口久之君） 東君。

○2番（東まさ子君） 今、篠塚議員からもありましたが、非常勤職員の給与であります、この人勧によりますと、これは平成20年に指針が出されているわけですが、この指針の中身についてはどういうものになっているのか、平成20年ですので、今、平成28年ということで、大分、昔のことでそのままになっているということにもなりますけれども、この中身についてはどのようにになっているか、お聞きしたいと思います。

○議長（野口久之君） 中尾総務課長。

○総務課長（中尾達也君） 当時の指針につきましては、内容のほうを十分把握をしております。

○議長（野口久之君） 東君。

○2番（東まさ子君） 8年も前の指針でありますので、最低これに見合う中身のことについては、今検討しているところだということでありますので、改善をしていただくよう求めておきたいと思います。

○議長（野口久之君） 山田君。

○5番（山田 均君） 1点は、いただいております資料の扶養手当の関係でお尋ねしておきたいと思うのですが、原資そのものは変えずに、手当の対象の中で金額を変更ということになっておるわけですが、配偶者と子どもがおる場合、子どもの増額ということになっておりますが、現行が配偶者1万3,000円、子どもが6,500円。それが平成30年になりますと、配偶者が6,500円で子どもが1万円ということに、確かに子どもに対する増額になっておるのですが、総額から見れば、現行の場合は配偶者と子がおれば1万9,500円。それが平成30年になれば1万6,500円ということで、3,000円減るということになります。

それから、単身の場合、子ども、子ども以外の場合は1万1,000円が単身区分が廃止されるということになりました。この表から見れば、上記以外ということで、6,500円ということになるのだと思うのですが、4,500円の減ということになりまして、実際、受け取る金額が大きく減るということになると思うのですが、この辺については、本来であれば原資を増やして増額をするというのが私は当然だと思うのですが、この辺についての考え方を一つ伺っておきたいということと。こういうような内容でございますので、該当する職員が一番それに影響を受けるわけでございますので、職員組合との協議、当然、人事院勧告に基づく協議もされておると思うのですが、合意というのはどこまでされておるかということが1点伺ってきたいと思います。

それから、新旧対照表の一番最後のページ数がありませんが、行政職の給料表の級別の職務分類表というのがございまして、それぞれ1級から6級まであるわけですが、この中で、特に3級を見ますと、（6）の（4）、（5）ですので、係長の職務とか主任の職務に相当し、また、これらに準じる職務というのが3級の中にあつたのですが、これは職員が役職がつかなければ2級から3級に昇格ができないということなのか、その点伺ってきたいと思います。

○議長（野口久之君） 中尾総務課長。

○総務課長（中尾達也君） まず1点目でございますが、扶養手当の関係でございますが、これにつきましては、国のほうのといえますか、人事院勧告が示されている内容に準じまして改正を行おうとするものでございまして、一定言われておりますのは、配偶者の部分を引き下げることで、そこで生じる原資をもって子の手当てを引き上げるというような内容でございますので、本町におきましてもその考え方に準拠をしたというものでございます。

また、単身につきましては、区分が廃止をされるということになりますので、現行の単身の子という部分につきましては、平成30年4月からは子というところの1万円というところを読みに行くわけでございまして、経過措置と同額というふうになるわけでございます。

また、子以外につきましては、上記以外という部分に当たりますので、経過措置の9,000円から平成30年4月1日には6,500円に引き下げをされるというものでございます。

また、職員組合におきまして、この条例改正に当たりまして、事前に職員組合にもお伝えをしております、確認をいただいたところでございます。組合のほうからは、全般的な諸条件の改善というところでは要望をいただいているところでございますので、今後におきまして、そういった改善できる点等を考えていきたいというふうにも思っております。

それから、本条例の対照表の最終のところでございますけれども、係長なり主任職というものは同様のものというふうになっておりますし、今回の改正におきましては、準じる者という部分の曖昧さというところが指摘をされておまして、その部分につきまして今回削除を行っているという状況でございます。

○議長（野口久之君） 山田君。

○5番（山田 均君） 今、説明いただいた新旧対照表の関係で、準じるということが曖昧ということで削除したということでございますけれども、職員の場合に主事補、主事ということで順番に昇給をしていくということになると思うのですけれども、1級、2級から3級、3級の場合は主査の職務となっておりますが、一定の年数が来れば、そこまでは行くということになるのか、2級の主事または技師の職務ということの2級どまりという職員もこれによって発生するのかどうか、その点お尋ねしておきたいというのが1点でございます。

それから、職員組合との関係で一応合意という話を今聞いたのですが、ペーパーの改善の要望は聞いておるといことですが、人勧に伴います扶養手当等の内容については合意ができておるといことなのかどうか、伺っておきたいと思っております。

○議長（野口久之君） 中尾総務課長。

○総務課長（中尾達也君） まず1点目でございますけれども、等級別に分類をしております、このうち主事補から主査につきましては、年数が暮れましたら、そこまでは順次昇級をするという制度となっております。

また、組合との交渉でございますけれども、こちらのほうから一定説明をさせていただきますして了解をいただいているところでございます。

○議長（野口久之君） これをもって質疑を終結します。

これより討論を行います。

最初に原案に反対者の発言を許可します。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（野口久之君） 次に原案に賛成者の発言を許可します。

討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（野口久之君） これで討論を終結します。

議案第71号 京丹波町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について、原案のとおり決することに賛成の方は挙手願います。

（全員 挙手）

○議長（野口久之君） 挙手全員であります。

よって、議案第71号は、原案のとおり可決されました。

《日程第12、議案第72号 京丹波町特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例の制定について》

○議長（野口久之君） 日程第12、議案第72号 京丹波町特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とします。

これより質疑を行います。

山崎君。

○9番（山崎裕二君） ただいま質疑になりました議案第72号の条例の一部改正提案というのは、8月の人事院給与勧告による一般職の給与改定に準じ、期末手当の支給月数を改正するものと提案理由で説明がありました。そうであるならば、民間の支給状況などを踏まえて勤務実績に応じた給与を推進するため、引き上げ分を勤勉手当に配分することをポイントとしているということになるかと思えます。つまり、引き上げ支給の根拠としては、先の議案の71号にあったように、勤勉手当に関する条項改正にあったはずと察しております。

他方、常勤特別職である町長、副町長、教育長に対しては、町の条例において、勤勉手当を支給することとしていません。この点は、次の議案第73号の議会議員も同様です。

町特別職の常勤の者の給与及び旅費に関する条例第2条及び町議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の第6条において、期末手当を支給するというにしているのみです。先にも言いましたが、人事院は一般職の勤勉手当に配分して引き上げを行うように勧告しているというふうに認識しております。常勤特別職、次にも出てきますが、議会議員の期末手当を引き上げようとする条例改正案というのは、単に一般職の勤勉手当の引き上げの勧告に便乗したものと云わざるをえないのではないかというふうに疑義を感じています。この点についての見解を求めます。

○議長（野口久之君） 中尾総務課長。

○総務課長（中尾達也君） 今回の特別職の職員の給与等の改定でございますけれども、提案理由に申し上げましたように、一般職の人勧に伴います一般職の給与改定に準ずるという形で、特別職にありましては、先ほどご指摘がありましたように、期末手当のみという形になっておりますので、そちらのほうで措置をさせていただくということとなっております。

国におきましても、大臣等におきます引き上げというものにつきましても、人事院勧告に基づく国家公務員の給与の改定に準じた形で見直し等もされているという状況がございますので、従前から本町におきましては、このような対応の仕方を国に準じて対応をしているところでございます。

○議長（野口久之君） 山崎君。

○9番（山崎裕二君） 想定の答弁でした。

地方自治法の第204条、抜粋して言いますと、普通地方公共団体は、普通地方公共団体の長及びその補助機関たる常勤の職員、これは副町長ですね。委員会の常勤の委員（教育委員会にあっては、教育長）に対し、あとまだ対象があるのですが、給料及び旅費を支給しなければならないとなっております。

第2項では、普通地方公共団体は、条例で、前項の職員に対し、先ほどの常勤特別職が含まれるわけですが、期末手当、勤勉手当を支給することができると。ほかの手当でもありますが、期末手当、勤勉手当を支給することができる。ほかにもいろいろあります。

3つ目としては、給料、手当及び旅費の額並びにその支給方法は、条例でこれを定めなければならないとしています。したがって、町特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例は、勤勉手当を支給できるように改正提案することも可能だったはずですが。

例えば、大山崎町の特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例、第2条及び

第6条では、教育長に支給する給与として、勤勉手当を規定しています。第2条で教育長に支給する給与は給料、地域手当、通勤手当、期末手当、勤勉手当…とするというふうにあります。第6条で、教育長に支給する勤勉手当の額は、一般職の職員の例により一定の割合を乗じて得た額とすると。こういうふうに2つの条項で定めております。

こういった地方自治法の支給することができるというふうにあるわけですので、こういったところの議論を怠ったまま、常勤特別職の勤勉手当ではなく、期末手当を引き上げようとするのは、明快な根拠に基づいていないものと考えます。その点についての見解を求めます。

○議長（野口久之君） 中尾総務課長。

○総務課長（中尾達也君） 本町の特別職の職員の給与及び旅費に関する条例上では、給与につきましては、給料及び期末手当ということで明記をさせていただいているところがございます。その部分での給与改定というところでの措置を従前からとらせていただいているところがございます。

○議長（野口久之君） 東君。

○2番（東まさ子君） 今回の特別職の職員で常勤のもの給与及び旅費に関する条例の一部改正であります。一般職の給与に関する条例に準じて今回改正するわけですが、職員は人事院勧告で民間との差があるということで今回提案がされたところでもあります。それに比して、今回の特別職でありますけれども、特別職についても、やはり町民的に提案の意味が明らかになるように報償審議会に諮って、論議をして、その結果を得て提案するというのが一番町民的にもよいのではないかと思います。

また、議員についても、京丹波町の議員報酬の水準がどういう状況にあるのかも含めて論議をして、そして明らかにして、それも含めて提案するべきだと思いますけれども、報償審議会に諮ったということはあるのでしょうか。

○議長（野口久之君） 中尾総務課長。

○総務課長（中尾達也君） 今回の改定におきましては、給料の額そのものを変えるというものではございませんので、支給の率を変えるというところがございますので、報酬等審議会に諮るものではないというふうにも考えております。

今後、そういった改定の必要性というものが出てまいりましたら、また審議会の開催というものも考えていくものというふうに思っております。

○議長（野口久之君） 東君。

○2番（東まさ子君） 今、私、京丹波町特別職の報償と言いましたけど、報酬審議会であり

ましたので訂正しておきます。

○議長（野口久之君） 山田君。

○5番（山田 均君） ちょっと私もお尋ねしておきたいと思うのですが、今、山崎議員からもございましたが、条例に基づく支給をすべきではないかというようなお尋ねもあったのですが、大山崎町の例も挙げられたのですが、本町としてはそういうような条例をしっかりと定めて、今後進めていくというような考えはないのかどうか、1点伺っておきたいというように思います。

報酬審議会の関係を今も答弁があったわけでございますけれども、やはり今のこういう情勢の中で、非常に経済状況も厳しい中でございますので、ああいう新聞報道もされますと、町民の中からどうなんだという声も聞くわけでございます。そういう面から言いますと、報酬審議会を開催して議論をしていただくということも非常に大事だと思います。

基本給を上げるものではないということでございますけれども、それをもとにした支給でございますので、大きく連動しておると思うのですが、その点について伺っておきたいということと。

それから、町長に1点伺っておきたいと思うのですが、今のこういう経済情勢の中で、町長として、特別職の関係については据え置くというような考えはないのかどうか伺っておきたいと思います。

○議長（野口久之君） 中尾総務課長。

○総務課長（中尾達也君） これまでの改定等につきましては、今回も実施をしているような方法によりまして、国の大臣等の支給の改定等も参考に改正をしてきた経過がございますので、このように実施をしてきたものでございます。

今後におきましても、より適切などいいますか、周辺の状況等も十分把握をした上で考えていきたいというふうに思っております。

○議長（野口久之君） 寺尾町長。

○町長（寺尾豊爾君） 今、提案させてもらっているとおりでして、報酬審議会を今回の場合、開催することに当たらないという判断をしました。

以上です。

○議長（野口久之君） 山田君。

○5番（山田 均君） 私、町長にお尋ねをしたのは、今のこういう経済情勢の中で、特別職については据え置くというような考えはなかったのかどうかお尋ねしたんです。

最近、東京の都知事の報酬を半額にするとかそういう報道もどんどんされておりますので、

そういう中で住民的な受け止め方としてはいろいろあるわけで、そういう中で町長としての考え方を伺ったので、改めて伺っておきます。

○議長（野口久之君） 寺尾町長。

○町長（寺尾豊爾君） そういう思案に至ったときは、やっぱり報酬審議会を招集して、審議、諮問したいというふうに考えております。今回の議案第72号については、そういうことではなしに、総務課長がるるを説明しているとおりであります。

以上です。

○議長（野口久之君） 山田君。

○5番（山田 均君） 町長としては、今の経済状況の中で、住民の暮らしの状況を考えて据え置く考えはないのかということでお尋ねしたのですが、そういう考えはないという答弁だったというように理解してよろしいですね。改めて伺っておきます。

○議長（野口久之君） 寺尾町長。

○町長（寺尾豊爾君） 議案第72号については、提案しているとおりでして、山田議員がおっしゃっているようなときには、報酬等審議会に諮問したいというふうに考えております。

以上です。

○総務課長（中尾達也君） これをもって質疑を終結します。

これより討論を行います。

最初に原案に反対者の発言を許可します。

東君。

○2番（東まさ子君） それでは、ただいまから議案第72号 京丹波町特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例の制定について、反対の立場で討論を行います。

今回の改正は、平成28年8月の人事院勧告による一般職の給与改定に準じ、期末手当の支給月数を改正するものでありますが、京丹波町の職員の給与は府下の市町村の中でも低い位置にあり、職員給与の引き上げは当然であります。特別職の給与は新聞報道を見ても近隣市町と比べて低い位置ではありません。京丹波町特別職報酬等審議会の第2条で審議会の意見を聞く事項が定めてあり、議員の報酬の額、町長、副町長、教育長の給料の額、非常勤の特別職の報酬の額を審議するとしておりますけれども、ただいまの審議の中では、期末手当については、この条項は該当しないということでありました。

しかしながら、職員の場合につきましても、人事院勧告で民間との差があるということで提案されております。また、それに比べて今回の特別職の分につきましても、報酬審議会に

諮って、論議をして、そして、結論を得て提案するということが町民的にも根拠ははっきりすることになります。議員の場合もどんな水準にあるのか、こういうことも報酬審議会に諮って、論議をして、そして明らかにすることが大切だと思っております。

そういったことから、審議会の意見を聞くことなく今回の提案がされていることにつきまして指摘をし、この議案第72号、そして議案第73号について反対の討論といたします。

○議長（野口久之君） 次に原案に賛成者の発言を許可します。

山内君。

○6番（山内武夫君） それでは、ただいま上程になっております議案第72号につきまして、私は賛成の立場で討論をしたいというふうに思います。

本条例の改正につきましては、先ほど提案理由にもありましたように、人事院勧告によりまして一般職の給与改定に準じて期末手当の支給月数を0.1月分引き上げるものであります。

特別職の給料等につきましては、ただいま町民の生活実態に照らして報酬審議会等で審議をすべきというような意見もございましたが、本来、特別職の給料は、その職務と責任の度合いに応じて本町の財政状況や社会・経済情勢、また他町村など類似団体との比較等も参考にされまして、合併協議会での確認を得て、以来、今日まで現状据え置きが妥当との報酬等審議会の判断のもとに据え置かれているところであります。

本来、期末手当とは、盆、正月の一時的な生活の補給金的性格を有するものでありまして、今回の期末手当の改正は、給料等の基本給の改正と異なり、一般職の給与改定に準じて率の改正行うものでありまして、審議会の審議にはなじまないものというふうに考えます。

なお、近年の社会情勢、経済情勢に鑑み、本年度においても特別職の給料及び期末手当を100分の10減額されるなど、みずから率先して厳しい現実にも対処されておるといことも申し上げまして、私の本条例案に対する賛成討論といたします。

○議長（野口久之君） ほかに討論ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（野口久之君） これで討論を終結します。

議案第72号 京丹波町特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例の制定について、原案のとおり決することに賛成の方は挙手願います。

（多数 挙手）

○議長（野口久之君） 挙手多数であります。

よって、議案第72号は、原案のとおり可決されました。

《日程第13、議案第73号 京丹波町議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例の制定について》

○議長（野口久之君） 日程第13、議案第73号 京丹波町議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とします。

これより質疑を行います。

村山君。

○10番（村山良夫君） 常任委員会でもお聞きをしていたのですが、アベノミクスの政策が施行されてからかなり時間が経ちまして、その影響は都心を中心に、また大企業を中心に恩恵をこうむっておられるようですが、京丹波町という地方、またこの地方の給与所得の方のところまでその影響が出てきている。いい影響が出てきているとは、到底、私は思えないのですが、そんなことで、やはり先ほどの議案もそうですし、職員の議案もそうですし、この議案もそうですけども、現在の当町の給与所得者の状況を把握しておく必要があるのではないかと思います。委員会で申しあげましたら、努めるということでしたけども、委員会開催以後、そういうことについてやっておられるのかどうかということをお聞きしておきます。

○議長（野口久之君） 中尾総務課長。

○総務課長（中尾達也君） 本町の町内の企業で働いておられる方々の給与所得等の状況でございますけれども、現在まで細かに確認をしていない状況にもございます。また、参考とできるものといいますのは、例えば、センサスでありますとか、そういう実態調査とかをもとに出された数字とか、そういったものも参考にはなろうかと思いますけども、具体的に平均給与でありますとか、年代でありますとか、そういった細かな状況まで調査をするというのは非常に困難であるという状況にありますので、そういう状況というのはやっぱりつぶさに見ていくという必要はあろうかと思いますけれども、現状ではそれができないという状況にありますので、国なり京都府さんで実施をされておりますそういった調査等に準じまして、本町でも対応をしている状況にございます。

○議長（野口久之君） 村山君。

○10番（村山良夫君） 聞いてますと、委員会での発言とえらい後退をしたように思うんです。調査というのは、例えば税務申告をされているわけですから、その中からアトランダムに、例えば20代で何人か、30代で何人か、40代で何人か、50代で何人か、60代で何人かを選んで、その平均値を勘案するというか配慮するとかいう行為はできるわけですか

ら、それが正しいのが出るにこしたことはないのですが、やはりそういうことで、実際、私らが感じているし、また知っている方のお話やら聞くと、こういう言い方をすると、皆さんを前にしてまことに失礼ですけど、国家公務員を含めて、町職員の方も恵まれていると。仕事ぶりはともかく、加えて給与は恵まれていると思っておられる町民の方が多いということは、皆さんも肌で感じておられると思うのですよ。それだけに、そういうことに対してもうちょっと感受性を高めて議論をするなり対応をしてもらうことが必要で、国のものをまだ使うとか、府のものを使うとかというようなことを言っているようなことでは、町長がおっしゃる町民のための町民の町政をやるということはなかなか難しいのではないかと思うんです。その点、もう一度お聞きしておきますけど、今、僕が提案したような方法でも、そういう一つの例を算出すること。例えば、10件ずつアトランダムに出せば、それ1日あったら到底できますよ。その気がないのかどうかだけお聞きしておきます。

○議長（野口久之君） 中尾総務課長。

○総務課長（中尾達也君） 町内の事業所等へ従事されている方々の給与所得とか申告状況等というのは、当然、町には出てきておりますけれども、それを引用してということはできませんし、そこまで考えていない状況でもございます。企業の調査とか商工観光課等でも町内の企業の状況とかも聞き取りとかもされている状況もございますので、全く状況を知らずして行うというものではないと。そういうふうには考えていないところですし、そういう状況と、あるいは調査というものを参考に今後も考えていきたいなというふうに思っております。

また、町職員の給与と申しますのは、町内の他の企業さんの一定の指標と申しますか、そういったものにもなり得るといふふうにも思っておりますので、そういったところで周辺の、例えば給与の引き上げ等が町に倣って行われて、労働条件が改善するというようなこともあるというふうにも考えております。

○議長（野口久之君） 村山君。

○10番（村山良夫君） 私が今提案したことができないとおっしゃいましたが、その理由は何かということと。町職員の給与が高かったら、ほかの京丹波町の民間企業や京丹波町の住民の方が勤めておられる他自治体の職員の給料が上がるから、プラスになることだという考え方は、我田引水も甚だしいし、今の発言は取り消されたほうが私はいいのではないかなと思うのですが、課長、どう思われますか。

○議長（野口久之君） 中尾総務課長。

○総務課長（中尾達也君） 村山議員のおっしゃいましたような形での調査というものは取り組むことは考えておりません。先ほど答弁しましたように、町内業者の実態、状況というも

のは、ほかの調査とか、アンケートとか、そういったものでも一定把握はできるものというふうを考えております。

○議長（野口久之君） 山崎君。

○9番（山崎裕二君） 先ほどと同じような話になるのですが、議会議員のほうには期末手当は支給できるというふうにあるのですが、勤勉手当のほうは地方自治法ではできるというふうにはなっておりません。それはかなり大事なことだと思うのですが、勤勉手当を骨子のポイントとして引き上げするというような勧告であったにもかかわらず、期末手当にしかないからということで期末手当の引き上げを0.1カ月増額するということは、かなり率であっても大事なことだと思います。その点に関して、今後、特別職報酬等審議会に諮るべきではないかなと。期末手当ではなくて、勤勉手当を引き上げようというふうに勧告されているにもかかわらず、こうやって特別職報酬等審議会を開かずに提案していると。執行部局が提案している。南丹市でしたら、こういった案件は議員提案というふうに聞いていますので、そこがうちの町とは違うところなのですが、やはり第三者の意見を聞くことが大事ではないかなというふうに思うのですが、その点について改めて答弁を求めます。

○議長（野口久之君） 中尾総務課長。

○総務課長（中尾達也君） 改定の必要が生じましたら、審議会等にも諮らせていただきたいというふうに思っております。

○議長（野口久之君） これをもって質疑を終結します。

これより討論を行います。

最初に原案に反対者の発言を許可します。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（野口久之君） 次に原案に賛成者の発言を許可します。

討論ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（野口久之君） これで討論を終結します。

議案第73号 京丹波町議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例の制定について、原案のとおり決することに賛成の方は挙手願います。

（多数 挙手）

○議長（野口久之君） 挙手多数であります。

よって、議案第73号は、原案のとおり可決されました。

《日程第14、議案第74号 京丹波町税条例等の一部を改正する条例の制定について》

○議長（野口久之君） 日程第14、議案第74号 京丹波町税条例等の一部を改正する条例の制定についてを議題とします。

これより質疑を行います。

坂本君。

○1番（坂本美智代君） 委員会でもお伺いいたしましたが、何点かお伺いしたいと思います。

今回、附則の中で、特定一般用医薬品等購入費を支払った場合の医療費控除の特例ということで第6条が挙げられておりますが、控除に対しては一定の要件といたしまして、検診や予防接種を受けた人に限るという説明もいただきました。申告の際にはどのようなチェックをされるのかどうかお伺いしたいのと。

2つ目には、今回、医師の処方箋なしで薬剤師によって出されることによる薬なのですが、医師による内診というのではないということで薬が出されますが、ちょっと大丈夫かなというような気もいたします。その点はどのように思っておられるのか少しお伺いしたいのと。

3つには、平成30年度から平成34年度までの5年間に限られております。個人の町民税に限りとなっておりますが、町民税への影響はどう見ておられるのか、その3つについてお伺いします。

○議長（野口久之君） 松山税務課長。

○税務課長（松山征義君） まず最初に、チェックの関係でございますけれども、まず1つは、この控除を受けるための健康保持増進への取り組みを証明する書類を提示をいただくこととなります。例えば、領収書でありますとか、結果通知書でありますとか、特定健診等、定期検診、がん検診等は結果の通知書、インフルエンザの予防接種になりますと領収書、こういったものを求めております。もう一つは、薬の購入されたレシートを同時に添付いただくということでございます。

次に、医師の診断の話ですけれども、あくまでも税制の話ですので、こういった条件が整えば控除対象になるということでございますので、その指定された医薬品が確認できるものであれば控除を適用させていただくことになるということでございます。

それと、3つ目に、町民税への影響でございますけれども、併用して従来からの医療費控除もありまして、今回の控除を受けられる場合については併用ができないということになっておりますので、恐らく推定ですけれども、大半の皆様が従来からの医療費控除も適用されるのではないかというふうに考えておりますので、住民税への直接には影響は少ないものと推測

をいたしております。

以上です。

○議長（野口久之君） 山田君。

○5番（山田 均君） 私も今お尋ねのあった特定一般医薬用品の購入の関係で、それが控除になるということで、医療費控除とは重複できないということでした。医療の関係でございますので、直接わかりにくい面があるかと思えますけど、1万5,000円でしたか結局、これ、突き詰めて言えば、病院とか医療の専門機関にかからなくても、市販されております薬局のいろんな薬を買って、そして1万数千円以上買ったら控除の対象になるということになると、結局、そこに頼るということになれば、今の医療の医学的な見地からの薬ということよりも、自分で判断して、宣伝もたくさんありますから、そういうもので買うという傾向が、裏返せば推奨しておるといふことになりかねないのではないかと思うのですけども、やはりそういう面から言うと、いろんな薬がどんどん宣伝され、チラシも送られてくる中で、こういうことが拡大されるということについては、住民の暮らしの上、医療の面から言うと、逆効果ではないかというように思うのですけども、それが税の部分からこうなっておるので、全体をどう見るかということになるかと思うのですけども、この辺については担当課というよりも、町長自身は、こういう扱い方についてどう思うように考えておられるのか伺っておきたいと思えます。

○議長（野口久之君） 寺尾町長。

○町長（寺尾豊爾君） 山田議員がおっしゃっているようなことも心配としてあるわけですが、やっぱり自分の判断できちっと薬を求められて、それが高額になったから控除してほしいという薬を購入された人の気持ちも理解しているということです。

○議長（野口久之君） これをもって質疑を終結します。

これより討論を行います。

最初に原案に反対者の発言を許可します。

坂本君。

○1番（坂本美智代君） ただいま提案をされております議案第74号 京丹波町税条例等の一部を改正する条例の制定について、反対の立場で討論をいたします。

今回の改正は、地方税法等の一部を改正並びに所得税法等の一部改正に伴うものですが、附則第6条は、特定一般用医薬品等購入費を支払った場合の医療費控除の特例で、平成30年度から平成34年度までの各年度分で個人の町民税に限り控除するものであります。しかし、そうなれば、京丹波町の税収が減収することになるのではないのでしょうか。ただいま課

長の答弁では、少ないと推測をしているとのことでありましたが、これでは地方の自主財源を減らすこととなり、地方分権にも逆行するものであります。

改正の内容は、これまで医師の処方箋に基づいて薬剤師が調剤していた医薬品を一般の薬局で処方箋なしで買えるようにするものであります。つまり、体の不調は自分で手当てする。セルフメディケーションを推進するための医療費控除の特例として市販の薬を一定額以上購入すれば、税制面で優遇しようとするもので、医師の診断に基づく治療を軽視する結果となり、重症化を招くことにもなりかねません。税制面からも、また、住民が安心して医療にかかれるようにするべきことを指摘して反対討論といたします。

○議長（野口久之君） 次に原案に賛成者の発言を許可します。

討論ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（野口久之君） これで討論を終結します。

議案第74号 京丹波町税条例等の一部を改正する条例の制定について、原案のとおり決することに賛成の方は挙手願います。

（多数 挙手）

○議長（野口久之君） 挙手多数であります。

よって、議案第74号は、原案のとおり可決されました。

これより暫時休憩をいたします。10時45分まで。

休憩 午前10時34分

再開 午前10時45分

○議長（野口久之君） それでは、休憩前に引き続き会議を続けます。

《日程第15、議案第75号 京丹波町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について》

○議長（野口久之君） 日程第15、議案第75号 京丹波町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とします。

これより質疑を行います。

山田君。

○5番（山田 均君） お尋ねをしておきたいと思うのですが、今回、提案になっております所得税法等の一部を改正する関係で、台湾との協議ができたことにより、国民健康保険税にかかわって改正ということになっておりますが、京丹波町も外国の方が増えておるわけ

でございますけども、この条例に伴う対象となる方はおられるのかどうか。おられたら何名ぐらいおられるのか伺っておきたいと思います。

○議長（野口久之君） 長澤住民課長。

○住民課長（長澤 誠君） なかなか状況を把握することは困難でございます、現在のところそういった人数につきましては把握しておりません。

○議長（野口久之君） 村山君。

○10番（村山良夫君） 済みません。無理に言うほどのこともなかったのですが、ちょっとお聞きをしておきたいのですが、この条例の中でも生活を一にするということの内容の部分が入っているのですが、生活を一にするという把握というのがどうなっているのかちょっとお聞きしたいんです。というのは、例えば、当町に親とかの親族が住んでおられて、町税の対象になっていない方の子どもさんが東京とか名古屋とかに居住されていて、その方がこの両親、親族を扶養家族に入れておられて、扶養家族控除を受けておられるかどうかというのは当町で把握ができていますのかどうか、ちょっとお聞きをしておきたいと思います。

○議長（野口久之君） 松山税務課長。

○税務課長（松山征義君） その扶養のとり方につきましては、申告で上がってきます。その申告された内容をチェックはしますので、そこでひっかかります。

以上です。

○議長（野口久之君） 村山君。

○10番（村山良夫君） 東京におられる方が京丹波町で申告されるのですか。扶養控除の申告は住んでいるところですのでしょ。だから、親が入っているかどうかというのは、京丹波町で把握できないのが本当だと思うんですよ。そうではないのですか。

○議長（野口久之君） 松山税務課長。

○税務課長（松山征義君） 済みません。質問を勘違いしておりました。基本できません。把握できません。

以上です。

○議長（野口久之君） これをもって質疑を終結します。

これより討論を行います。

最初に原案に反対者の発言を許可します。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（野口久之君） 次に原案に賛成者の発言を許可します。

討論はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(野口久之君) これでは討論を終結します。

議案第75号 京丹波町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について、原案のとおり決することに賛成の方は挙手願います。

(全員 挙手)

○議長(野口久之君) 挙手全員であります。

よって、議案第75号は、原案のとおり可決されました。

《日程第16、議案第76号 京都地方税機構規約の変更について》

○議長(野口久之君) 日程第16、議案第76号 京都地方税機構規約の変更についてを議題とします。

これより質疑を行います。

東君。

○2番(東まさ子君) 今回の規約の変更についてであります。税機構が行う業務の範囲を拡大するということでもあります。軽自動車税の申告等のデータ化は、平成28年4月から実施をされております。今回、自動車取得税等自動車税及び軽自動車税申告書等の受け付け、税額の算定、軽自動車を除くということでもあります。それと調査を平成29年4月から実施をしたいので、今回12月議会で自治体の承認をということで提案されております。今回の見直しで、自動車取得税と自動車税申告については、受付業務が京都府から税機構へ移管することになりますし、軽自動車税の申告等の受付業務は京都地方税協議会から移管されるということでもあります。そういうふうにお聞きしたわけではありますが、このことは申告書の入力を税機構がするわけではありますが、課税データまで作成をするということでもありますし、また、自動車税と軽自動車税の受付業務の一元化をされるということで、課税自主権が侵害されるというふうなことにはならないのか、それをお聞きしておきたいのと。

それから、税機構がこれだけの仕事を新たにこなすということで、職員の体制というのはどういうふうになるのか。また、この業務はどこでされるのか、お聞きをしておきたいと思っております。

○議長(野口久之君) 松山税務課長。

○税務課長(松山征義君) まず1点目のご質問でございます。

課税自主権への影響ということでございますけれども、今回の提案をさせていただいた資料にもお配りをさせていただいたと思うのですが、あくまでも市町村なり京都府さん

につきましての賦課決定等の業務につきましては、従来どおり市町村並びに京都府が行うということでございますので、それに必要な情報をデータとしてこの4月から税機構から情報を得ているということで、今回の変更につきましては、その前立ての、そのデータを受け付けるところの共同化ということでございます。

もう1点、新たな業務に対する職員体制と業務の場所ですけれども、職員の体制は今のところ10名程度というふうにお聞きをいたしております。このほかに臨時職員さんを9名程度ということで現在調整をされておるといふふうにお聞きをいたしております。また、業務場所につきましては、近畿運輸局の京都支局の中にそういった共同の申告受付センターを設置するというところでございます。

以上です。

○議長（野口久之君） 山田君。

○5番（山田 均君） 私もお尋ねをしておきたいと思うのですが、今回新たに自動車取得税や自動車税、軽自動車税の申告の受付事務ということが追加をされるということになっておるのですが、税機構は、今、それぞれ税にかかわる徴収を町としても府下の市町村多数が委託をしているのですが、結果として税機構がそういう役割をどんどん拡大をしていってるわけですが、今後、税機構がこういう事務をするということになれば、次は徴収の業務、主に今の場合には振り込みが多いわけですが、督促やそれに対する徴収業務というものが当然行われることになってくると思うのですが、その辺の今後の取り扱いについて税機構が担っていく方向にあるのではないかと思うのですが、その辺について伺っておきたいということと。

それから、それにかかわる費用の負担の問題なのですが、新旧対照表の3ページで全構成団体には負担を求めない経費ということになっているのですが、基本額とか、人口割とか、申告の処理件数とか、課税台数とかということになっておるのですが、この費用の関係についてはどれぐらいの想定をされているのか、あわせて伺っておきます。

○議長（野口久之君） 松山税務課長。

○税務課長（松山征義君） まず1点目のご質問でございます。

共同化の方向性でございますけれども、現在、府内全市町村といろんなワーキンググループ等を設置して、町民税、個人住民税でありますとか、固定資産税でありますとか、こういった部分についても研究をしているような状況でございます。可能なものについては共同化の枠組みの中でスケールメリットをいかに出すといった中で現在研究をしているような状況でございます。

2点目のご質問です。

今回の改正にかかわる費用でございますけれども、試算でございますけれども11万円程度というふうにお聞きをいたしております。

以上です。

○議長（野口久之君） これをもって質疑を終結します。

これより討論を行います。

最初に原案に反対者の発言を許可します。

東君。

○2番（東まさ子君） それでは、ただいま提案されております議案第76号 京都地方税機構規約の変更について、反対の立場から討論を行います。

今回の提案は、京都地方税機構が処理をする事務に、新たに自動車取得税、自動車税及び軽自動車税に係る申告書の受け付けの業務を追加するために規約を変更しようとするものであります。ちょうど1年前の12月議会では、軽自動車税のデータ作成等の事務を地方税機構が処理することが議決をされ、平成28年4月から実施をされているところであります。

今回の規約変更では、京都地方税協議会、そして京都府が行っていた業務を地方税機構が行うことになり、結果、自動車税と軽自動車税の受付業務が一元化されることになりました。

今回の課税業務の共同化は、申告書の入力業務を行うわけでありましてけれども、課税データの作成まで行うことになるのではないかと考えます。そのことによって課税決定業務が実質共同化されるのではないかと考えます。自治体の自治権の重要な柱である課税自主権を地方税機構へ移してしまうことになるのではと考えます。

よって、自治権の侵害につながる今回の議案第76号 京都地方税機構規約の変更については反対するものであります。

○議長（野口久之君） 次に原案に賛成者の発言を許可します。

討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（野口久之君） これで討論を終結します。

議案第76号 京都地方税機構規約の変更について、原案のとおり決することに賛成の方は挙手願います。

（多数 挙手）

○議長（野口久之君） 挙手多数であります。

よって、議案第76号は、原案のとおり可決されました。

《日程第17、議案第77号 国民健康保険南丹病院組合規約の一部変更について》

○議長（野口久之君） 日程第17、議案第77号 国民健康保険南丹病院組合規約の一部変更についてを議題とします。

これより質疑を行います。

岩田君。

○11番（岩田恵一君） 本議案につきましては、構成市町の12月定例会でそれぞれ提案されていると思うのですが、聞くところによりますと、南丹市では、本件については委員会付託をされたというような中で、これが否決になったというようなことをお聞きをいたしました。なぜそういう状況になったのか、経過等ご承知であればお聞かせいただきたいというふうに思っております。

○議長（野口久之君） 寺尾町長。

○町長（寺尾豊爾君） 昨日、南丹病院組合から組合議会の議案について説明に訪れました。

その際も特に否決されたことについて話がなかったということで、承知していませんので、そのようにご理解いただいたら結構です。

○議長（野口久之君） 岩田君。

○11番（岩田恵一君） まだ町長はお聞きになられていないということですが、今回、本町が可決をいたしましても、構成市町が一つでも欠けたら、この提案自体が変更ができないということになると思うのですが、このことを受けて組合議会が開かれていけませんので何とも言えないというふうに思うのですが、例えば、南丹市さんがこのままでいくと、通らないということになれば、当然この規約の変更についてもできないということになりますので、組合病院議会が開かれていけませんので何とも言えないというふうに思うのですが、本件についてせつかく公募もされておりますので、再提案されるのかどうかわかりませんが、そういうようなことになるのか、今後予想されることについてお聞かせいただける範囲で結構でございますので、いただけることがあればお聞かせいただきたいというふうに思っております。

○議長（野口久之君） 寺尾町長。

○町長（寺尾豊爾君） 我々提案させてもらっている、私は副管理者ですけど、管理者、副管理者、その並びに関係者が集まって提案しようということになりました。今のような岩田議員さんが言っているようなことであれば、そんな大事なことなので、管理者が副管理者に当然連絡があるというふうに思っているわけですね。ないので、承知していませんと言わせ

てもらっています。推移を私も見守って、どんな提案を管理者からなされるのか、今待っているところです。そのように理解してもらったらうれしいです。

○議長（野口久之君） 森田君。

○3番（森田幸子君） 委員会でもいろいろと質疑がありまして、聞かせていただいて、また町民さんにも、これは人材確保ということで病院内からの意見によってこうして名前の変更というのを出されたとお聞きしましたが、また立場が違って町民さんの立場としてはいろいろな意見を聞かせていただきました。その中で、私、委員会で質問させていただいてました、過去に変更によって効果があらわれた病院があるかどうかということで、京都山城総合医療センターが平成25年にされて効果があつたことも町民さんに伝えましたら、どのような効果があつたのかということをお聞きされましたことをわかる範囲で教えていただけたらうれしいのと。

また、病院側と町民側とは立場が違うので、1,400万円の費用がかかるということも、一町民にしたらすごいお金がかかるということで、いろんな費用はいろいろ説明させていただいたのですが、そういった部分はやっぱり患者のために病院の中でのいい方向に向けるような費用に使っていただけたらうれしいということも聞かせていただきまして、また、人材の確保の効果を上げるために私も質問させていただいたのですが、これまでにどのような対策をされて、どうしてもあかんということで変更になったのか、その点お聞きしたいということもお聞きいたしましたので、質問させていただきます。

○議長（野口久之君） 藤田医療政策課長。

○医療政策課長（藤田正則君） ただいまのお話でございますが、まず、京都山城総合医療センターにおきましては、平成25年に、今、議員さんがおっしゃったように名称変更を行っておられます。変更しました翌年から看護師の応募は大幅に増えたということをお聞かせいただいております。

2つ目のよい方向で動かしてほしいという内容でございますが、こういった形で人材確保に当たり、例えば優秀な人材確保を1人でも行って待ち時間の解消を行うとか、徐々にこうしたことが一朝一夕にはまいらないと思いますけれども、順次改正されてくるもの、そして一番大事な職員の意識が大きくそういったことに向けて、サービスの向上に向けて改定されていくものだというふうに思っておりますし、また伺っております。

3点目の今までの対策でございますが、いろんな病院の改善点、昨日も南丹病院の課長会議があつたのですが、そこでも私もお尋ねをしていたのですが、改善点に関しまして、今回、人材確保ということをしておりますけれども、現病院長を初め、近畿圏、また北

陸方面等にもスタッフを求めに東奔西走をされておるということを聞かせていただいております。その中で、やはり一つの打開策として、こういった病院の名称に係る問題、どうしても場所の地名がわかってもらいにくいということが一つの大きなネックになっていたというのが現状の声として聞かせていただいております。それは9月の厚生常任委員会でも管理者がご説明なさったとおりでございます。こういった形での状況で伺っているような状況でございます。

以上でございます。

○議長（野口久之君） 森田君。

○3番（森田幸子君） 今、答弁していただきました。

南丹病院と聞けば、待ち時間が長い、大変やということが頭にあって、その点はどうやということも言われていたのですが、今、課長が答弁の中にそういった改善を視野に入れてということで安心しましたし、また、自主的にこういった変更について前向きに、私たちも本当にいい病院になるように、また協力していきたいと思っております。また今後よろしく願います。

以上です。

○議長（野口久之君） 山崎君。

○9番（山崎裕二君） 何点かお聞きしますが、まず、名称の変更の検討の経緯を教えてください。恐らく素案の中には、南丹を含む案もあったのではないかなというふうに察します。そういったところも含めて、どういったことで今提案になっている名前に決まったのかということがまず教えていただきたいと思っております。

そして、今、森田議員もおっしゃっていましたが、看護師不足から病棟1棟閉鎖しているというような状況にあると。約50床閉鎖しているというような状況にあるというふうに聞いているのですが、平成24年度以降、心臓血管外科の入院が受け入れられていないというような状況にあるかと思うのですが、それと時を同じくして、大体、平成24年度以降からは、40人ぐらいの看護師さんの応募があるのではないかなというふうに聞いております。平成23年度は特別少なくて29人だったわけですが、心臓血管外科が閉鎖されたことによって、看護師さんの応募がしやすくなったということはないのかどうかということであったり、あと、応募者数は今言ったように、大体40人前後で推移しているように聞いているのですが、今、南丹病院にいらっしゃる看護師さんがどれだけ離職されているのか。要するに、南丹病院では、もう働き続けたくないわと思う人がたくさんいらっしゃるのであれば、幾ら新しい看護師さんを募集いただいたとしても、病院がよくなることはないというふうに思う

んです。そういったところも関係から質疑をさせてください。

○議長（野口久之君） 藤田医療政策課長。

○医療政策課長（藤田正則君） ただいまのお尋ねでございますが、まず1点目の経過等につきましては、南丹病院のほうで、この春あたりから取り組んでおられるように私らは報告を聞いております。そしてまた選定委員会等でおっしゃったような今の現状の名前も含めて残すというようなこともあったように聞かせていただいております。一例としまして、公立南丹病院という名前を残すというようなお話も選定委員会の中であったというふうに伺っております。

また2点目の心臓外科、平成23年度からの問題でございますが、おっしゃるように病棟が今1病棟閉鎖されておるように聞いております。これに関しましては、ドクターがいっしょになくなったという問題、あわせてこうした専門的な問題、それは強いては2市1町の南丹医療圏の中でその分が大変不足しておるといような状況にもつながってまいりますけれども、現在、ナースの分が不足しているのは事実でございます。

3点目のそれにあわせて鑑みて離職の問題が兼ね合ってくるのではないかというようなお話でございました。常任委員会でもお話をさせてもらっているのですけれども、離職は確かにございます。入ったからそのまま人数がずっと同じような形で増えているというわけではございません。確かに、おっしゃるように、毎年新規採用等がそのまま29人から40人近くあるのはあるらしいですけれども、大体、看護学校でもご卒業されたら、看護学校では義務年限が3年間というように聞いております。その3年間が終わりましたら、その後、退職をなされるということも伺っております。それは一つにはご結婚の問題とか、あるいはお若い方が多いですので、そしてまた、その後、一定の技術等を生かしたら、また違うところの病院に移りたいとか、離職希望等が、想像していたのと違ったとか、いろんなことであるようでございます。したがって、そういった人数が入りますけれども、それに等しいとは申しませんが、それに近いような人数が3年、4年後には退職なされるケースが多いというようなことを、昨日、課長会議等で聞かせてもらったような次第でございます。

以上でございます。

○議長（野口久之君） 山崎君。

○9番（山崎裕二君） 今、聞かせていただいて、人材確保には量的な人材確保の面と質的な人材確保の面があるという、京丹波町病院でも経験されていると思うので、重々わかっていると思うのですが、今回、こういった提案を受けて、名前を変えて、1,400万円というふうにありましたけど多額の費用をかけて、名称変更をして、今、当面の不足す

る看護師の問題、30人程度は不足しているのではないかなというふうに聞いているのですが、確保できる見込みはあるのかどうか、名前を変更することによってどういった効果を、山城のほうでもできているということだったのですが、期待しているのか、具体的にちょっと教えてください。

○議長（野口久之君） 藤田医療政策課長。

○医療政策課長（藤田正則君） 先ほども少し森田議員のときに特にお話させていただいたのですけれども、今現在、京都府をはじめとして近畿圏内、あるいは北陸方面等に確保に向かって動いておられるようでございます。来年度以降、このことによってどうなされるのかということも昨日の会議で聞かせていただきましたら、西日本、あるいは九州方面、こういったあたりまで出向いて確保に向けて、そしてこの名称等をお持ちすることによって京都市に近い、また京都の中部の総合の医療センターとして病院を立地させていくということで、確保に向けて動かさせていただくというようなお話を昨日聞かせてもらったような次第でございます。

以上でございます。

○議長（野口久之君） 山崎君。

○9番（山崎裕二君） 名称変更に伴ってどういった効果を期待しているのかということ。町民の人からすれば、待ち時間が短くなったとか、高度な医療が受けやすくなったとか、そういったところがまず大事になってくるのではないかなというふうな意見を町民の方からは多数聞いております。そういったことに関してもどういうふうに考えられているのかということをお話していただきたいのと。

あと、名称変更だけではなく、名称変更をしなくてもできること。例えば、将来を見据えて、先ほど言ったような先端の医療であるとか、若い人材を確保するための職場環境やら、医療体制の充実、こういったところを名称変更をする前に、名称変更にあわせてでも、今回提案になっているのであれなのですが、こういったところの病院の改善計画といったものを示して、提案すべきではないかなというふうに思います。でないと、ちょっと動きとしては拙速な動きをかなり持ったです。そして、それが多分、先ほど岩田議員が言われていたように、南丹市の厚生常任委員会で賛成2、反対4だったというふうに聞いていますが、今日、閉会日でどうなるかといったところも予断を許さない状況というふうに聞いておりますが、そういったところにつながっているのではないかなというふうに考えるのですが、こういった名称変更以前にできたこと、改善計画をもっと周知徹底していくとか、そういったところはなかったのかどうかといったところも含めて答弁を求めます。

○議長（野口久之君） 藤田医療政策課長。

○医療政策課長（藤田正則君） まず、待ち時間の問題といたしましては、我々も、こちら京丹波町のほう側からとしましても、いろんな場面で改善に向けてお願いしたいということで、常に会議等がある場合お頼みしておるような状況でございます。それにつきまして、今回、こういった名称を変更することによりまして、少しでも優秀な人材、また多くの人材を確保することによりまして、ドクター、あるいはナース、コメディカルも含めて、それによって待ち時間が新しい科をつくり、また次の内科の1診、2診の科を増やして、そして診察ができるのではないかというふうに思います。また、病棟もしかりでございます。こうした形で住民の皆さんへ、あるいは患者の皆さんへフィードバックしていただけるのではないかというふうに、こちらもお願いをしているような状況でございます。

そして、2点目の名称変更をしなくても、現状でもできた地点ということで、それはそれで、今、一生懸命改善等に向けては頑張っていると思います。今、よくこの議会で言わせていただいております地域医療圏構想というのが京都府のほうでまとめていただいております。2市1町中、この南丹医療圏管内で南丹病院を中心にして、そして各病院が現場のほうでまとまり、そしてまた高度急性期については、南丹市さんのほうへ送り、また各病院のほうへパスをしてお帰りになるというような形の状況を構築しようと頑張っております。そんな中での南丹病院を核として動くということが一番大事でございますので、南丹病院さんからもそれに伴いまして、この京丹波町病院や和知診療所のほうにもドクターの派遣もいただいております。外来でも専門の先生らに来ていただきまして、そうした意味での南丹病院からも大きな人的な援助も受けているような状況でございます。

あと、できることといたしますと、そういったことを含めて新公立病院改革ガイドプランというのも今現在つくっておる状況でございます。これにあわせて医療圏構想の策定を受けて、しっかりしたものを南丹病院さんもつくっていただけたらと思っておりますし、また、こちらでも要望するものでございます。

拙速性につきましては、私ども聞かせていただいたのですけれども、いわゆる現場の白衣の先生側としまして、以前からこういうことに関しては起こっている問題であったと。確かに、名称のことにつきましては、この春から動いたということはあるかもしれませんが、それ以前から何らかの手を打たなくてはならないというのが南丹病院のせっぱ詰まった状況であったというふうに聞いております。したがって、その一つの打開策として、今回の名称変更ということをお願いしたいということでございます。

以上でございます。

○議長（野口久之君） 山田君。

○5番（山田 均君） 私もお尋ねしておきたいと思うのですが、今回の名称変更にかかわって2市1町が構成団体で運営しておられるわけですが、今もありましたように、中核的な位置づけで病院運営をされておられるわけですが、例えば、名称変更で新たな位置づけということだと思っておりますが、京丹波町の町民の方が直接南丹病院へ行かれた場合に、かかりつけ医的な対応といたしますか、今、紹介がなければ初診料が高くとられるということもあるのですが、南丹病院の場合は、私ども京丹波町の住民の方が行った場合、初診料については、例えば京丹波町病院に行ったのと同じような扱いなのか、圏外というようなことで初診料が非常に高くとられるシステムになっておるといふそういう対象になっておるのかどうか。構成団体でございますので、京丹波町の住民の方が行っても、当然そういう扱い、かかりつけ医的な対応をしていただけないという位置づけになっておるのかどうか。いろいろ議論をしておる中で、負担もしておる中で、住民の方からすれば、こういう名称変更とかかわってどうなのかという疑問のことも聞いておりますので、お尋ねしておきたいと思っております。

○議長（野口久之君） 藤田医療政策課長。

○医療政策課長（藤田正則君） 基本的に病院でございますので、いわゆる構成団体云々というよりも、行かれて、そして初診料をとられるのは普通でございます。ただ、今おっしゃっていたように、今、南丹病院の名称は出ませんでしたですけど、整形外科とかは紹介状をもって、そして順次予約をされているような状況というのは伺っております。そのほかのものにつきましても、専門的なものにつきましては、病理的なものにもよるのですが、一定の紹介状を持ってきていただいて、そして受けていただいているような状況の科もあるように私らは聞いております。

以上でございます。

○議長（野口久之君） 山田君。

○5番（山田 均君） 紹介状があれば、初診料といたしますか、一般の普通の初診料。なければ、例えば、府立医大なんか行きますと、初診料が5,000円とか非常に高いのを払わなければならないのですが、南丹病院ですね、今の場合。今回、名前を変更しようということになっておりますけども、そういうような体制上の問題、町民の方が行った場合、紹介がなければ高額の初診料を払わなければならないというようなことになっておるのか。今ありましたように、専門的な部分であればということもございましたけども、通常、一般の方が、内科とか、外科とか、高齢者になりますと眼科とか、そういうこの周辺にないところへ行くことも当然あると思うのですが、そういう場合の扱いというのはどうなるのかどうか、あ

わせて伺っておきます。

○議長（野口久之君） 藤田医療政策課長。

○医療政策課長（藤田正則君） 金額的に幾ら幾らというようなお話は、今、手元に持っておりませんのでわかりませんが、おっしゃるように、例えば、風邪とか一般的な慢性疾患等の場合につきましては、従来どおりの扱いで、京丹波町病院と同じような形でなされているように私らは聞いております。ただ、高度先進医療等につきましては、一定の値段等がとられるように伺っております。

以上でございます。

○議長（野口久之君） これをもって質疑を終結します。

これより討論を行います。

最初に原案に反対者の発言を許可します。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（野口久之君） 次に原案に賛成者の発言を許可します。

討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（野口久之君） これで討論を終結します。

議案第77号 国民健康保険南丹病院組合規約の一部変更について、原案のとおり決することに賛成の方は挙手願います。

（全員 挙手）

○議長（野口久之君） 挙手全員であります。

よって、議案第77号は原案のとおり可決されました。

《日程第18、議案第78号 平成28年度京丹波町一般会計補正予算（第3号）》

○議長（野口久之君） 日程第18、議案第78号 平成28年度京丹波町一般会計補正予算（第3号）を議題とします。

これより質疑を行います。

山内君。

○6番（山内武夫君） 何点かお聞きしたいというふうに思うのですが、歳出の14ページから15ページにかけて、民生費の関係でございます。簡素な給付措置給付金が四百二十何万円減額になっておりまして、また経済対策の臨時福祉給付金が今回6,500万円の増額ということになっておるのですが、簡素な給付金の関係は低所得者対策ということで、1

人当たり3,000円の給付金を支給しようということなのですが、申請の時期がもう到来しておるというふうに考えるのですけれども、現在までの対象者と現在の進捗状況、また支給状況等についてお尋ねをしておきたいというふうに思いますのと。

その下の経済対策の給付金ですが、消費税率の引き上げによる影響緩和策として、低所得者に対する臨時的な措置として今回対策が打ち出されておるのですけれども、その事業の概要、1人当たり1万5,000円というようにお聞きをしておりますけれども、その概要と対象者数、そしてまた申請時期が、これも年度もあと三月ほどしかないのですけれども、申請時期はいつからで、どのような体制でやっていかれるのか、お聞きしておきたいというふうに思います。

それから、18ページの衛生費ですが、ここで地球温暖化対策の実行計画策定業務委託料が498万円減額ということになっております。当初予算で980万円、1,000万円弱の予算が委託料として計上されておったのですが、今回大幅に減額になっておりますが、その原因と現在までの計画の策定状況をお聞きをしたいというふうに思いますのと。

あと、次が27ページの教育費ですが、学童保育の関係なのですが、今回改修工事を97万2,000円されるようですが、どこを計画をされておるのか。

以上、3点についてお尋ねをしておきたいというふうに思います。

○議長（野口久之君） 大西保健福祉課長。

○保健福祉課長（大西義弘君） まず、簡素な給付措置給付金でございますけれども、平成28年度の市町村民税の均等割が課税されていない方を対象といたしまして、1人当たり3,000円を支給させていただくものでございます。平成28年9月1日から12月1日までを申請受付期間として実施をさせていただいております。申請の受付期間でございますけれども、11月中旬時点で対象と思われる方に案内書をお送りさせていただいているところでございますけれども、申請人数が70%に達していないということから、受け付けの期限を当初の12月1日から平成29年1月31日まで延長をさせていただいております。

今回の補正でございますけれども、国が示しております計算方式によりまして、当初、対象者を5,757人として当初予算に計上をさせていただいておりますけれども、対象と思われる方、4,348人に案内書をお送りをさせていただいたところでございまして、今回の補正予算につきましては、その差となります1,409人分の給付金を減額をさせていただいております。

なお、11月末時点の数字にはなりますけれども、3,256人の方から申請をいただいて

おるといような状況でございます。

続きまして、今回、新たに補正予算をお願いをしております経済対策の臨時福祉給付金でございますが、これは平成28年度の国の第2次補正予算として上げられたものでございまして、先ほどの簡素な給付措置給付金につきましては、平成28年10月から平成29年3月までの半年分として3,000円を支給されておるものに対しまして、この経済対策臨時福祉給付金につきましては、平成29年4月から平成31年9月までの2年半分として1万5,000円を支給されるものでございます。対象者につきましては、平成28年度簡素な給付措置給付金の対象者と同じということになっておりまして、先ほども申しました案内書をお送りをさせていただいた4,348人の方に1万5,000円というようにして予算のほうを計上をさせていただいているところでございます。

また、申請の受付時期につきましては、国の臨時福祉給付金の支給要領によりまして、可能な限り年度内から開始するものとし、具体的な申請受付開始日は平成28年度の臨時福祉給付金、簡素な給付措置給付金等のことでございますけれども、実施状況を勘案の上、市町村において決定するというようにされております。先ほども申しましたように、現在、簡素な給付措置給付金の申請期間のほうを延長をさせていただいておることを踏まえまして、さらにはシステム改修等を含めました体制等を考慮して、今後、調整してまいりたいと考えております。

以上です。

○議長（野口久之君） 長澤住民課長。

○住民課長（長澤 誠君） 続きまして、18ページの環境保全対策事業の委託料でございますが、これにつきましては、地球温暖化対策実行計画策定に係ります委託料で、当初予算といたしましては、事務事業編と区域施策編というのがありまして、まず、事務事業編につきましては、役場の事務事業でありますとか、また施設等からの温室効果ガスの排出量を削減しまして、地球温暖化対策を推進することを目的とするものでございました。現在、第2期京丹波町地球温暖化対策実行計画が策定されておりまして、平成28年度が計画の最終年度となっておりますことから、第3期の計画といたしまして、平成29年度から平成33年度の5カ年を期間といたしまして計画するものとして予算計上をしておりましたが、当初の補助要件といたしましては、地方公共団体が行う事務事業編の策定改定作業、庁舎における排出削減の取り組みの推進を支援するための専門家の外部発注経費に対しまして補助をするというものであったものが、国の目標値であります約40%相当の削減に基づく取り組みの大胆な強化でありますとか、拡充を実施する地方公共団体を優先して補助するというように、

かなりハードルが高くなりました。したがって、本町の削減目標は現在のところ7.2%というようにしていることから見ましても、40%という数字がなかなか高いものでございまして、ある程度現状に即した計画を自力で作成しようということで、今回、455万8,000円を減額するものでございます。また、補助事業でございましたので、歳入のほうも同時に400万円を減額させていただいておるといようなことでございます。

また、区域施策編につきましては、今回初めて作成するものでございまして、こちらにつきましては、現在、地球温暖化対策実行計画策定委員会ということで、皆様にお世話になりまして策定を進めている状況でございまして、これにつきましては、町全体の区域におきまして自然的社会的条件に応じまして、温室効果ガスの抑制等のために総合的な施策を策定し、及び実施するというように努めるものでございますが、この計画の業務請負金額の請負残であります42万2,000円と合わせまして、今回、合計498万円を減額させていただくものでございます。

以上でございます。

○議長（野口久之君） 川寫教育次長。

○教育次長（川寫勇人君） 失礼いたします。

27ページの工事請負費の学童保育施設改修工事97万2,000円でございますが、瑞穂地区2組の元桧山保育所の建物につきまして、屋根の防水層が劣化しており、その取り替え修繕と、それから天井板の修繕に係る費用でございます。

○議長（野口久之君） 山内君。

○6番（山内武夫君） もう1点だけ伺いするのですが、今の学童保育の関係なのですが、瑞穂地区の保育所の跡地の改修ということになるのですが、どの保育施設とも大変老朽化しておるといようなことがあるのですけども、今後の改修計画をどのように考えておられるのか、現時点でお考えがありましたら伺いをしておきます。

○議長（野口久之君） 川寫教育次長。

○教育次長（川寫勇人君） 今ございましたように、1組丹波ですと旧須知小学校ということで、建物自体もかなり古く、年々修繕等が出ております。また、ひかり小学校から距離も遠いということもありまして、授業が終わってからそこまで向かうのにもかなりの距離を歩かないといけないこととか、いろいろ課題はございます。そういうことで、場所を次どうするかということをもまず考えていかなければならないのかなということを考えておるところでございまして、まだちょっと具体的にこの場所というところが見つけられないわけでございますけども、そのあたりが一番課題であると思います。瑞穂地区においては、今のところ今の

場所であることを思っておりますが、それも同じく老朽化しております、少しずつではございますが、修繕箇所が出るというようなことで苦慮しているところではございます。

以上でございます。

○議長（野口久之君） 山田君。

○5番（山田 均君） お尋ねをしておきたいと思うのですが、歳入の関係の3ページなのですが、一つは、暗渠配水の布設工事の分担金、過年度分というのが49万9,000円減額になっております。これは収入見込みがないと。当初予定しておったけどということで減額ということなのか。決算のときにいつもいろいろ議論になっておるわけでございますけれども、分割も含めて、そういう話がきちっとできておるのかどうかということも含めてお尋ねしておきたいと思います。

それから、農地耕作条件の改善事業の分担金840万円あるのですが、獣害のフェンスの分だと思っておりますが、一応、地元分担金ということは30%ということで計上されておるのかどうか、伺っておきたいと思っております。

それから、4ページの国庫支出金関係で、土木費の国庫補助金というのが、今回、社会資本整備総合交付金ということで、1億2,323万6,000円減になっております。平成27年度についても、12月で8,051万9,000円の減になっておるわけでございます。当初見込みと最終交付金の決定によって減額ということだと思っておりますが、こういう傾向というのは、全国の中で京丹波町だけではないと思っておりますが、当初の交付金の申請、申請できるものは全部しようということなのか、交付金の対象となる事業を全部上げて出すということなのか、絞って出すということも当然あるかと思っておりますが、これの考え方は、当然、京都府なんかとも協議もされてしておると思っておりますが、当初と比較して1億2,300万円、平成27年度でも8,000万円というのは、非常に大きい額が、最終、交付金が確定したということで減額をするのですが、その辺の考え方はどうなのかお尋ねをしておきたいと思っております。

それから、7ページの農林水産業費の府の補助金関係なのですが、林業補助金関係で、一つが松くい虫防除の事業補助金というのが95万5,000円受けておるわけですが、基準というのがあるということなのか、新たな取り組みということでその地域を指定してやるということなのか、非常に取り組みとしては大事な部分ではありますが、温暖化の中でなかなかマツタケそのものの発生が厳しい状況ではありますけれども、松くい虫防除というのは非常に大事な部分であろうと思っておりますが、継続してやるということが私は大事だと思っておりますが、今回既決がゼロで今回新たに95万5,000円、府からの補助金を受けて

いるのですが、今後は継続して取り組んでいくということなのかどうか。松くい虫防除ということで、伐採、除伐ということなのか。いわゆるグリーンガード的なそういうものを注入するというのも松くい虫の防除になると思うのですが、この辺はどういうように考えておられるのか、当然、松を守るとすれば、樹幹注入というのも必要かと思うのですが、その辺の考え方を伺っておきたいと思います。

それから、商工費の府の補助金で、景観の整備の支援事業交付金というのが201万9,000円あるのですが、これは具体的にどういう事業に対しての交付金なのか、伺っておきたいと思います。

それから、歳出の関係の11ページで、財産管理費の関係なのですが、町有施設の維持改修等の整備工事費というのが37万円あるのですが、具体的にどういう場所と改修の内容について伺っておきたいと思います。

それから、23ページの関係をお尋ねしておきたいと思うのですが、京丹波町のロケ地誘致事業の関係で、今回、ロケーションオフィスの事務所の整備工事ということで1,300万円上がってしまっていて、当然、設計もあわせると高額な費用になると思うのですが、うるおい館の場所を改修して3分の1使用するということになっておりますが、町内にも空いた公共施設がたくさんあると思うのですが、そういうようなところも含めて検討されたと思うのですが、この場所を決めたというのはどういう理由からかというのを1点伺っておきたいと思います。といいますのは、丹波地域開発の道の駅「丹波マーケス」の関係ですね。経営支援のときに、朝市の位置づけを非常に重視をされておりました。今後も朝市の役割は大きいのだということもございました。確かに、聞いておりますと、会員数が減少しておるといのはありますけれども、そういうことからすると、3分の1も狭めるということになると、今後、朝市に力を入れようということからすると、支障はないのかどうかお尋ねをしておきたい。商工観光課としても、支援担当課として取り組んでおるという面から言っても、その点あわせて伺っておきたいと思います。

それから、29ページの文化財保護の関係で、社寺等の文化資料保全補助金というのが78万円あるのですが、具体的にはどういう内容でどこなのか伺っておきます。

○議長（野口久之君） 栗林農林振興課長。

○農林振興課長（栗林英治） まず、3ページの暗渠配水の分担金でございますけれども、今回の減額につきましては、当初予算編成時におきまして、未納でございましたので上げさせていただいておったのですけれども、平成27年度に全部完納されております。ということで、今回減額をさせていただいたということでございます。

また、耕作条件改善事業でございますけれども、こちらにつきましては、有害の柵の地元分担金ということで、3割のほうをいただくということで上げさせていただいておるところでございます。

次に、7ページの府補助金の松くい虫防除補助事業でございますけれども、こちらのほうの事業につきましては、町の公有林整備の中に上げさせていただいております天蓋山の松くい虫防除の部分を府の松くい虫防除事業を活用をするということで、府のほうから事業紹介等もございましたので、その事業を活用させていただくということでございます。松くい虫防除につきましては、議員も申されておりましたように、継続的な防除が必要ということでございますので、今後も継続して実施をしてまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長（野口久之君） 山内土木建築課長。

○土木建築課長（山内和浩君） まず、歳入の4ページの社会資本整備総合交付金の関係ですが、1億2,323万6,000円の減額となっております。これにつきましては、当初、平成28年度要望といたしましては、当初予算で上げておりました補助金を必要ということで要望しておりましたが、結果的に国費ベースで当初割り当てで40.3%、追加補正分を含めまして最終的に51.3%ということで、今回減額をしております。考え方といたしましては、本年度必要な部分を国に対して要望をしておるということですが、最近の傾向といたしましては、前年度の交付決定額の何点何倍にして交付申請をしてくださいというような国また府の指導もありますので、今後におきましては、必要額に対しまして要望をしていくわけですが、そういった補助金申請のルールといいますか、指導もありますので、その辺も含めまして、今後必要な分を要望していきたいと考えております。

以上です。

○議長（野口久之君） 榎川和知支所長。

○和知支所長（榎川 諭君） 7ページの中ほどの商工費、府補助金、景観整備支援交付金でございますが、201万9,000円でございますが、これにつきましては、歳出の22ページから23ページにかけてでございますけれども、ウディパルわち管理事業となっております、その中の工事請負費404万円に充当するものでございまして、これにつきましては、開園から20年以上が経ちまして、宿泊棟であったり、コテージ、管理棟の防カビを兼ねた塗装を行うというような事業に充当するものでございます。

以上でございます。

○議長（野口久之君） 山森商工観光課長。

○商工観光課長（山森英二君） ロケーションオフィスのうるおい館での決定した理由でございますけれども、まず、1つ目には、安井地区でロケ地の場所が近いということが1つ考えられると思います。2つ目には、道の駅「丹波マーケス」が人がたくさん来られるということで、そういうところにオフィスを構えるということは、今後、ロケ地の町としてのPR活動、それから道の駅「丹波マーケス」周辺が交通の利便性が高いという、総合的にそのことを勘案して場所を決定したということでございます。

それから、朝市との関係ですけれども、もちろん議員おっしゃるように、朝市の活動につきましては、さまざまな課題があるように聞いております。会員数の減少、それに伴います売り上げの減少というのも生じているというふうに思っております。また、それぞれの会員さんで現在は運営をされておりますけれども、それにかかわっての課題もあるようにも聞いております。したがって、ロケーションオフィスがあそこに行くことによりまして、一緒に共存をしてオフィスが行くことで、ある意味では活力が見出せるような取り組みも一緒に考えていけたらいいなというふうに現在のところは思っているところであります。朝市さんの課題も、その中で少しでも解決を見出していけるようなことも考えていきたいというふうに思っているところであります。

以上です。

○議長（野口久之君） 中尾総務課長。

○総務課長（中尾達也君） 歳出11ページ、財産管理費の中の工事請負費の町有施設維持改修等整備工事の内容でございますけれども、これにつきましては、役場庁舎の道を挟んだ向かい側にさかゑ写真店があると思うのですが、そのさらに右寄りに水防の倉庫を持っておりまして、その水防倉庫のシャッターが古くなっておりまして、開きにくいというような状況から今回取り替えを行うものでございます。

以上です。

○議長（野口久之君） 川畷教育次長。

○教育次長（川畷勇人君） 29ページの文化財保護費の社寺等文化資料保全補助金78万円でございますが、当初でご承認いただいた40万円に追加するもので、合わせて118万円となります。今年度につきましては、補助対象2件でございます。知野辺天満宮の社務所、それから塩田谷の岩山神社大杉周辺整備の工事分の補助でございます。

以上でございます。

○議長（野口久之君） 村山君。

○10番（村山良夫君） まず、1点目は、14ページの民生費のことでお聞きしたいのです

が、簡素な給付金給付事業のことですけれども、この対象者は、町税の非課税家族というんですかね。非課税の方となっているんです。ただ、先ほども質問してましたように、この非課税の方が他で居住している親族の扶養家族になっているかどうかというのは、確認というんですかね。例えば、なっておられませんかというような念書等をもらうというような処理はしてあるのかどうかということをお聞きします。

それから、もう1点は、24ページの8のところ、大幅な道路改良工事等で大幅な減額になっているのですが、予算化した以上、これらの事業というのは、必要だからやったわけですし、これだけの予算が執行できないというのには、町民の方へのいろんな問題が起きているのではないかなと思うのですが、そういうことは起きてなくて、これでいいのかなというような疑問を感じます。その点お聞きします。

○議長（野口久之君） 大西保健福祉課長。

○保健福祉課長（大西義弘君） ただいまの簡素な給付金措置の関係でございますけれども、申請のときに課税資料等を確認させていただくというのを同意をいただいております、その中で確認できるものについて確認をさせていただいておるというようなことで、念書というものは取ってはおりません。

以上です。

○議長（野口久之君） 山内土木建築課長。

○土木建築課長（山内和浩君） 減額の大きな原因といたしましては、先ほども申したのですが、特に歳入の交付金の関係なのですが、全体では51.3%の減額ということになっておりますが、メニュー別に・・・してございまして、・・・通学路の交通安全対策に要する路線ということで補助金をいただいております。本日、お配りしております資料の上から3つあるわけですが、曾根宮、浦戸麦線、藤ノ瀬大郷線、蒲生野中央線の分に係りましては、交付決定額が11.8%ということで、あと橋の修繕関係で要望に対しまして75%、あと舗装の関係なり、一般の路線に関しましては97.5%ということで、メニュー別に交付金の割り当てがあったということで、どうしてもそのメニューの部分の交付金が不足しておるということで、今回、その路線に関しての大幅な減額をしております。曾根宮、浦戸麦線につきまして、大幅な減額もしておるわけなのですが、地元協議のために多少遅れてございまして、修正設計等も今現在行っているわけなのですが、これにつきましても、用地費を計上してございまして、実際には来年度以降の用地買収になるということで、今回、その部分を減額をさせていただきました。また、あと、藤ノ瀬大郷線等につきましては、京都府の工事の関係で藤ヶ瀬橋の工事が来年度になるということで、今年度実施できないということで負担金を

減額しておると交付金交付決定とあわせて減額をするもので、大きな地元との問題があったというわけではございません。

以上です。

○議長（野口久之君） 村山君。

○10番（村山良夫君） 14ページの質問のことですけど、回答が先ほどと同じで、申請のときに税務資料等を見ているとおっしゃっていますけど、先ほど言っているとおり、他自治体に住んでおられる親族の方の税務処理というのは確認できないはずですよ。例えば、息子さんが東京に住んでおられて、その方を扶養家族に入れておられるのをどうやって見るんですか。そういうことをおたくは息子さんなり、そういう方の扶養家族に入っていないんですかということを確認しておかないと不公平になるというのは、京丹波町に例えば住んでおれば、例えば、親の介護をしなければならぬということ帰ってこられたら、同一家族、同一収入になるわけですよ。そうすると、この対象者にもならないという問題が起きてくるわけです。もっと厳密に言えば、同居しなくても、京丹波町で親族の人が町民税を払っておれば、これも厳密に言えば、同一生計をしているという解釈の仕方なんです。このことについて、実は、ある国会議員さんにかなり厳しく質問をしましたら、最終的にあったのは、同一生計かどうかというのは各自治体の判断の権限だということです。そういう意味からいきますと、今も言いますように、例えば親の面倒を見なければならぬと思って帰ってこられた方が対象にならずに、ほっておかれるというところちょっと語弊ですけど、そこまで配慮をせずに、自分らは東京なり京都なりに住んでおられる子どもさんは対象になるというのは矛盾だということです。だから、このことは本当に一課長にお聞きするより町長のほうで、1回こういう矛盾については基本的に考えないと、これから介護も在宅介護とか言いながら、現実的にはその行為を足を引っ張るようなことになっていると思います。この辺のことについて町長のご意見をお聞きしたい。

それと、もう1点は、24ページの件は、詳しい減ったことの回答を聞いているのと違って、これだけのことが減ったら、町民の方から期待していたのにできひんのかとかいうような苦情がないかどうか私は心配してお聞きしたんです。ないならないと言っていたらよかったことです。

以上です。

○議長（野口久之君） 寺尾町長。

○町長（寺尾豊爾君） 簡素な給付措置給付金給付事業は、免除されるのが町民税を免除されている人が対象ということなので、それ以上求めることはないという判断です。

以上です。

○議長（野口久之君） 山内土木建築課長。

○土木建築課長（山内和浩君） 事業の進捗につきましては、地元とも調整しながら進めてまいりたいと考えておりますし、今のところ大きな苦情というものはお聞きしておりません。

以上です。

○議長（野口久之君） これをもって質疑を終結します。

これより討論を行います。

最初に原案に反対者の発言を許可します。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（野口久之君） 次に原案に賛成者の発言を許可します。

梅原君。

○13番（梅原好範君） ただいま上程になっております議案第78号 平成28年度京丹波町一般会計補正予算（第3号）に私は賛成の立場で討論を行います。

今回の補正予算は、事業の確定や進捗状況等による精査と新たな財政需要を勘案した予算編成であり、2,217万円減額し、補正後の額を117億6,021万5,000円とする提案となっております。今回の補正予算の中で、新たな事業としては、民生費において未来への投資を実現する経済対策に盛り込まれた社会全体の所得と消費の底上げを目的とした臨時福祉給付金給付事業に6,900万円。農林水産業費では、農産物に深刻な被害を与える有害鳥獣対策として、集落単位での大規模な有害防止柵の設置に2,800万円。さらに、町特産品の集出荷施設整備を行う中山間地域所得向上支援対策事業に4,900万円が計上されており、これは本町が最重要課題として取り組む姿勢が鮮明にあらわれております。中でも、特筆すべきは、地域を挙げての賢明な維持管理が継続されている滞在型交流施設ウッドパルわちの施設維持改修事業に400万円を投じ、ご苦労いただく皆様に支援すること。また、本町に多大な夢を運び込むロケーションオフィス事務所整備など、ロケ地誘致事業に1,800万円を投じ、夢の実現に向け具体的な準備に着手すること。さらに、何より重要な住民が安心して暮らせるまちづくりに向け、道路や河川の機能回復を目的に、河川等災害復旧事業に2,500万円など、喫緊の課題に的確に対応する重要な予算編成であり、住民生活にとり必要不可欠なものであると認められます。そのような中で、土木費では、道路新設改良事業において2億2,200万円の大幅な減額となっておりますが、これは特定財源等を詳細に分析研究しながら、事業の進捗などを慎重に調整した措置であると考えられます。しかし、毎年の事業繰越による道路整備事業の遅れが危惧されているところでもあり、1

日も早く地域が要望される道路等の整備が進捗することを望みます。厳しい現状の財政にありながらも、町民の思いに少しでも応えようと日々努力を続ける職員の頑張り、そして、今日まで確固たる実績を積み重ねてきた寺尾町長の迅速で的確な判断のもとで、「安心・活力・愛」のあるまちづくりに、さらに推進するよう強く願い私の賛成討論といたします。

○議長（野口久之君） ほかに討論ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（野口久之君） これで討論を終結します。

議案第78号 平成28年度京丹波町一般会計補正予算（第3号）について、原案のとおり決することに賛成の方は挙手願います。

（全員 挙手）

○議長（野口久之君） 挙手全員であります。

よって、議案第78号は、原案のとおり可決されました。

若干12時を回りましたけれども、これより暫時休憩をいたします。1時15分までといたします。

休憩 午後 0時05分

再開 午後 1時15分

○議長（野口久之君） それでは、休憩前に引き続き会議を続けます。

《日程第19、議案第79号 平成28年度京丹波町国民健康保険事業特別会計補正予算（第2号）》

○議長（野口久之君） 日程第19、議案第79号 平成28年度京丹波町国民健康保険事業特別会計補正予算（第2号）を議題とします。

これより質疑を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（野口久之君） これをもって質疑を終結します。

これより討論を行います。

最初に原案に反対者の発言を許可します。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（野口久之君） 次に、原案に賛成者の発言を許可します。

討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（野口久之君） これで討論を終結します。

議案第79号 平成28年度京丹波町国民健康保険事業特別会計補正予算（第2号）について、原案のとおり決することに賛成の方は挙手願います。

（全員 挙手）

○議長（野口久之君） 挙手全員であります。

よって、議案第79号は、原案のとおり可決されました。

《日程第20、議案第80号 平成28年度京丹波町後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）》

○議長（野口久之君） 日程第20、議案第80号 平成28年度京丹波町後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）を議題とします。

これより質疑を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（野口久之君） これをもって質疑を終結します。

これより討論を行います。

最初に原案に反対者の発言を許可します。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（野口久之君） 次に、原案に賛成者の発言を許可します。

討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（野口久之君） これで討論を終結します。

議案第80号 平成28年度京丹波町後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）について、原案のとおり決することに賛成の方は挙手願います。

（全員 挙手）

○議長（野口久之君） 挙手全員であります。

よって、議案第80号は、原案のとおり可決されました。

《日程第21、議案第81号 平成28年度京丹波町介護保険事業特別会計補正予算（第2号）》

○議長（野口久之君） 日程第21、議案第81号 平成28年度京丹波町介護保険事業特別会計補正予算（第2号）を議題とします。

これより質疑を行います。

東君。

○2番（東まさ子君） 6ページの保険給付費であります。介護サービス等諸費ということではありますが、合計で5,781万2,000円の減額であります。実績により推計をしたということではありますが、この主な原因というのはどういうことなのか。事業計画の中で今年度は2年目で、来年度また次期の介護保険計画をつくっていかねばならないわけですが、この状況が続いていくとすれば、予算がかなり余っていくということにもなりかねない。今期の介護保険計画の事業費が過大に見積もられていたみたいなことにもなると思いますが、どういうふうになっているのか。例えば、去年から2割負担とか、今年も2割負担が拡大されたということもありますが、そういうものも影響しているのか、お聞きしておきたいと思います。

○議長（野口久之君） 大西保健福祉課長。

○保健福祉課長（大西義弘君） 6ページの保険給付費のそれぞれの減額の主な要因でございますけれども、まず、居宅介護サービス給付費につきましては、通所介護、また短期入所生活介護の利用日数等が見込みより少なかったことが原因と考えております。通所介護につきましては、利用人数につきましては、当初の見込みよりも若干増えておるわけでございますけれども、利用回数が少なかったというようなことでございます。また、短期入所生活介護では、入院等による利用者の減少が考えられております。

続きまして、地域密着型介護サービス給付費でございますけれども、これにつきましても、先ほどと同様に、この4月からまた新たに地域密着型通所介護ということになっておりますけれども、先ほどと同様に通所者の利用が少なかったと。また、昨年11月にグループホームの新設のほうがございましたけれども、そこでも満床になっていないというような状況がございます。また、施設サービスにつきましては、どちらかという、介護度の高い方の利用がちょっと減っておるようを見ております。また、当初よりも人数が若干少なくなっておるというようなあたりが原因と考えております。

今回、このように減額をさせていただくわけでございますけれども、また次の計画等の話もあるわけですが、当然のことながら被保険者の方については増加しておるのですけれども、認定者の方がどちらかという伸びていないというような状況でございます。これにはいろんなことが考えられると思うのですけれども、介護予防での取り組みとか、また農業等を通じて毎日現役で頑張らせていただいているのが、強いてはそういう介護予防等につながっておるというような評価もできるところでございます。次年度の計画の中で、このあたりも

十分見ていきたいというふうには考えております。

さらに、2割負担等については、ここでは大きな要因とはなっていないというふうに理解をしております。

以上です。

○議長（野口久之君） これをもって質疑を終結します。

これより討論を行います。

最初に原案に反対者の発言を許可します。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（野口久之君） 次に、原案に賛成者の発言を許可します。

討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（野口久之君） これで討論を終結します。

議案第81号 平成28年度京丹波町介護保険事業特別会計補正予算（第2号）について、原案のとおり決することに賛成の方は挙手願います。

（全員 挙手）

○議長（野口久之君） 挙手全員であります。

よって、議案第81号は、原案のとおり可決されました。

《日程第22、議案第82号 平成28年度京丹波町水道事業特別会計補正予算（第1号）》

○議長（野口久之君） 日程第22、議案第82号 平成28年度京丹波町水道事業特別会計補正予算（第1号）を議題とします。

これより質疑を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（野口久之君） これをもって質疑を終結します。

これより討論を行います。

最初に原案に反対者の発言を許可します。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（野口久之君） 次に原案に賛成者の発言を許可します。

討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（野口久之君） これで討論を終結します。

議案第 8 2 号 平成 2 8 年度京丹波町水道事業特別会計補正予算（第 1 号）について、原案のとおり決することに賛成の方は挙手願います。

（全員 挙手）

○議長（野口久之君） 挙手全員であります。

よって、議案第 8 2 号は、原案のとおり可決されました。

《日程第 2 3、議案第 8 3 号 平成 2 8 年度京丹波町下水道事業特別会計補正予算（第 1 号）》

○議長（野口久之君） 日程第 2 3、議案第 8 3 号 平成 2 8 年度京丹波町下水道事業特別会計補正予算（第 1 号）を議題とします。

これより質疑を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（野口久之君） これをもって質疑を終結します。

これより討論を行います。

最初に原案に反対者の発言を許可します。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（野口久之君） 次に原案に賛成者の発言を許可します。

討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（野口久之君） これで討論を終結します。

議案第 8 3 号 平成 2 8 年度京丹波町下水道事業特別会計補正予算（第 1 号）について、原案のとおり決することに賛成の方は挙手願います。

（全員 挙手）

○議長（野口久之君） 挙手全員であります。

よって、議案第 8 3 号は、原案のとおり可決されました。

《日程第 2 4、議案第 8 4 号 平成 2 8 年度京丹波町町営バス運行事業特別会計補正予算（第 1 号）》

○議長（野口久之君） 日程第 2 4、議案第 8 4 号 平成 2 8 年度京丹波町町営バス運行事業特別会計補正予算（第 1 号）を議題とします。

これより質疑を行います。

山田君。

○5番（山田 均君） 歳出の4ページをお尋ねしておきたいと思うのですが、運行事業費の中で、1つは社会保険料ということで2人分の臨時雇用分という説明があったと思うのですが、臨時雇用の賃金は30万円ということになっておりますが、これまでの体制の中で、臨時雇用をしたという理由をお尋ねしておきたいと思います。

それから、需用費で50万円の減になっておりますが、具体的な理由というのは、それぞれ消耗品費、燃料費、印刷製本費となっておりますが、当初の見込みと減ってきたということだと思うのですが、主な要因というのはどういうことなのか。使用料及び賃借料の30万円についてもあわせて伺っておきます。

○議長（野口久之君） 久木企画政策課長。

○企画政策課長（久木寿一君） まず、最初にお尋ねの共済費、社会保険料の増加でございますが、これにつきましては、臨時職員の2名分というふうに補足説明で申し上げました。雇用形態を有給休暇の対応として、本当に臨時的に雇用していた運転手の形態を、新たに常時雇用の臨時的雇用といたしまして採用したものですから、その社会保険料が1人分。それから、あと、運転手1人分、京阪京都交通に運転手の委託をしていたわけなのですが、費用がかなり高くなりまして、それにかわりまして常時雇用で臨時的雇用職員を採用させていただいた、その1名分、合わせて2名分の社会保険料でございます。

それから、臨時雇用賃金につきましては、先ほど申し上げた2名分の雇用とは関係ありませんでして、全般的な有給休暇、夏休みの特別休暇の対応によるスポット的な臨時雇用の日数の増加によるもので、今後3月までの執行見込みによって、30万円を確保したいということで、補正をさせていただいておるものでございます。あと、需用費につきましては、消耗品につきましては、冬用タイヤの購入実績により減額をさせていただいておりますし、燃料費につきましては、執行状況から決算を見込む中での減額。それから、印刷製本費につきましても、時刻表の印刷を想定しておるのですが、ここらにつきましても1回程度含む中で減額をさせていただいておると。使用料及び賃借料につきましては、自動車等借上料ということになっておりますが、車検とかその他長期的なバス車両が使用できない場合に、民間のレンタカー的なマイクロバスを借用するというので、予算を挙げておるのですが、現時点では予備車で回れるということで、決算を見込む中での減額とさせていただいております。

以上でございます。

○議長（野口久之君） 山田君。

○5番（山田 均君） 臨時雇用の関係でお尋ねしておきたいのですが、これまで臨時、嘱託を含めて採用の考え方は、特殊で二種が要るとか大型ということもございしますが、登録をしていただいておいて採用というようなことを聞いたことがあるのですが、バスの運転手の関係については、どのような採用の仕方をされておられるのか伺っておきたいと思います。

○議長（野口久之君） 久木企画政策課長。

○企画政策課長（久木寿一君） 原則大型二種を資格として保持されている方から採用させていただきます。

○議長（野口久之君） 山田君。

○5番（山田 均君） もちろんそういう大型二種が必要というのは当然なのですが、採用の仕方ですね。広く公募をしているわけではありませんので、京丹波町の臨時的な雇用の関係で登録をするということになっている人を順次ということになるのか。そういうことなんです。だから、人命を扱う部署でもございますので、広く公募したり、そういう経験者も非常に大事かと思うのですが、そういう雇用のあり方ですね。どのようにバスの場合はされておられるのかと。二種を持っておられる方を順次といいます、町にきちっと登録された方が順次採用されていくということなのか。広く公募をして、そしてその中から必要な基準をクリアした人を採用ということなのか。これまで余りケーブルテレビなんかでそういう募集の案内を聞いたことがないので、その点を含めて、明確に、どういう採用の仕方をしておられるのか、お尋ねしておきます。

○議長（野口久之君） 久木企画政策課長。

○企画政策課長（久木寿一君） 全般的に町全体もそうなのですが、臨時的雇用職員の登録制度というのがございまして、そこに登録された方の中から選考をいたしまして、そこに履歴書等が出されるわけなのですが、書類審査し、面会した上で採用に至るということでございます。

○議長（野口久之君） これをもって質疑を終結します。

これより討論を行います。

最初に原案に反対者の発言を許可します。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（野口久之君） 次に原案に賛成者の発言を許可します。

討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（野口久之君） これで討論を終結します。

議案第84号 平成28年度京丹波町町営バス運行事業特別会計補正予算（第1号）について、原案のとおり決することに賛成の方は挙手願います。

（全員 挙手）

○議長（野口久之君） 挙手全員であります。

よって、議案第84号は、原案のとおり可決されました。

《日程第25、議案第85号 平成28年度国保京丹波町病院事業会計補正予算（第1号）》

○議長（野口久之君） 日程第25、議案第85号 平成28年度国保京丹波町病院事業会計補正予算（第1号）を議題とします。

これより質疑を行います。

山田君。

○5番（山田 均君） 補正予算の2ページになろうかと思うのですが、収益的収入のところの和知診療所の事業収入のところ、今回790万円の収入の減ということになっております。高齢化による受診者の減というような説明もあったのですが、それより800万円近い医業収入の減というのはどのような要因があるというように考えておられるのか、改めて伺っておきたいと思っております。

○議長（野口久之君） 藤田医療政策課長。

○医療政策課長（藤田正則君） 今のお尋ねでございますが、やはり常任委員会でも言いましたように、基本的には人口減少が伴っております。あわせて、医業収益の関係で外来等で人口減少から導かれます方々、お亡くなりになった方々、こういった方々が増えておりまして、月平均45人減少しているような状況というふうに分析をいたしております。

以上でございます。

○議長（野口久之君） 山田君。

○5番（山田 均君） 高齢化等ということでしたが、広報なんかで診療所の医師の体制の一覧表も配布されておりますが、聞いておりますと、夜間とか午後の診察が和知診療所の場合は1週間に2回実施をされておりました、非常にお医者さんに行くということを先日も聞いたわけなのですが、といいますのは、やっぱりかかりつけ医的なお医者さん、自分の状態をよくわかった人に診てほしいという思いがあるようでございまして、午前中の体制を見ておりますと、毎日お医者さんの体制が替わるということになっておりました、それが悪いということかどうかわかりませんが、非常に若いお医者さんということで、お年寄り向きにしっかり話を聞いて、そして対応ということにはなかなかないようで、非

常にそういう面で診てもらうのに、患者としては医者を選ぶということも当然あるわけでございまして、そういう面から言いますと、せめて1週間のうち同じお医者さんが2日ぐらいはおってほしいと。そういう強い要望もあるわけでございます。医師の体制でございますので、非常に難しい面もあろうかと思えますけども、そういうところへ努力をして経営の改善と申しますか、お年寄りの方も安心して来ていただけるということも、非常に経営改善の上でも大事ではないかと思うのですけども、ただ、高齢化による受診減というよりも、高齢化になると、やっぱりお医者さんにかかる率も高いわけなので、そういう面から言いますと、患者として診ていただくときに、やはりそういうお医者さんとの信頼関係も当然あるわけでございますから、その辺の強化するという面も非常に大事かと思うのですけども、その点について見解を伺っておきたいと思えます。

○議長（野口久之君） 藤田医療政策課長。

○医療政策課長（藤田正則君） 常勤のドクターの内科の確保、大変現在も厳しく、また難しい状況でございます。今年の春に常勤の内科が1名ドクターが家庭のご都合等で退職をなされました。その後、そこに穴が空かないように一生懸命、病院長、頑張っって非常勤のドクターで内科等を埋めさせていただいた次第でございます。今後につきましても、常勤等の医師確保はなかなか難しいですけども、最大限の努力をして、懸命に努力してまいりたいと思えますので、よろしく願いいたします。

以上でございます。

○議長（野口久之君） 山田君。

○5番（山田 均君） 医師確保に努力していただいているということは当然認めるし、そういう努力をしていただいていると思うのですけども、あの一覧表を見ておきまして、例えば、同じお医者さんが月曜日と金曜日とか週に2回、同じお医者さんが来ていただけないかという強い要望も聞いておるわけでございますけども、そういうようなことが体制上できないかどうか、改めて伺っておきたいと思えます。

○議長（野口久之君） 藤田医療政策課長。

○医療政策課長（藤田正則君） 今の和知診療所は府立医大のほうから2日、そして南丹のほうから3日来ていただいているような状況でございます。午前の外来につきまして、できる限りのお話は今後もしてまいりたいと思えますが、何分先方さんのあることでもございます。要望は一生懸命していきたいと思えますので、よろしく願いいたします。

以上でございます。

○議長（野口久之君） 村山君。

○10番（村山良夫君） 1点だけお聞きをしておきたいのですが、2ページの節の部分で、長期前受け金組み戻しの分があるのですが、2,848万円。これが利益に上がっているのですが、会計処理の問題なので、こういう処理になるのだと思うのですが、これは本来一時的なものというんですか、今回だけのものだと思うんですね。そうすると、この収益全体で1,250万円の増収ということで補正がしてあるのですが、現実的には1,600万円ほど赤字になっているということで、経営内容は非常に厳しくなっているというように思うのですが、そういうことではないのですか。

○議長（野口久之君） 藤田医療政策課長。

○医療政策課長（藤田正則君） 長期前受金の戻入につきましては、一昨年の公営企業会計の改正に基づきまして、補助金分の関係のみなしを全部減価のほうに戻させてもらった分でございます。みなしが全部なくなりましたので、資産減耗費に係りますこういった特定財源を収益したものでございます。おっしゃるとおり、実際の支払い等に関しては、収益化したものでございますから、あるものでもございません。したがって、財源のうんぬんかんぬんにつきましては、今回こういうような形では持っておりますが、ずっとこれがもちろん続くわけでもございませんし、一時的なものでございます。そうしたことも含めまして、今後、収益に向けていろんな対応を模索して考えてまいりたいと思います。よろしく申し上げます。

○議長（野口久之君） 山崎君。

○9番（山崎裕二君） 同じく収益的収入の1ページ、2ページの最下段ですが、和知歯科診療所の事業収益の医業収益で、外来収益が100万円増えているということですが、自費診療が増えたという説明をいただいたかと思うのですが、その自費診療の中身でありますとか、これは和知歯科診療所に限ってこういう状況にあるのか、それとも全国の歯医者さんで今こういう状況にあるのか、そういったところがわかりましたら答弁を求めます。

○議長（野口久之君） 藤田医療政策課長。

○医療政策課長（藤田正則君） これにつきましては、全国的なということで特段ではございません。診療所の努力によりまして、診療所長を初め、医業の皆様方が保険適用外のことに關しまして、具体的にはインプラントといったものがございます。そういった先生が得意という分野もあるのだと思われませんが、その分に関しまして、こういったこともできますということで、お話を進める中で話がこういう形で、今回、100万円を上げておりますが、煮詰まったというふうに聞かせていただいております。

以上でございます。

○議長（野口久之君） 山崎君。

○9番（山崎裕二君） 今、聞いた話でいくと、自費診療が増えて病院の収益にもよい影響を与えるというものであるというふうに察するわけですが、こういったところをより広くの人に知ってもらって、和知歯科診療所でインプラントの治療をすとか、そういったことが広まるように、また周知徹底していただくように、広報していただくようお願いしておきます。

○議長（野口久之君） これをもって質疑を終結します。

これより討論を行います。

最初に原案に反対者の発言を許可します。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（野口久之君） 次に原案に賛成者の発言を許可します。

討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（野口久之君） これで討論を終結します。

議案第85号 平成28年度国保京丹波町病院事業会計補正予算（第1号）について、原案のとおり決することに賛成の方は挙手願います。

（全員 挙手）

○議長（野口久之君） 挙手全員であります。

よって、議案第85号は、原案のとおり可決されました。

《日程第26、請願第1号 中途失聴者・難聴者に対する公職選挙のバリアフリー実現を求める意見書の提出に関する請願書》

○議長（野口久之君） 日程第26、請願第1号 中途失聴者・難聴者に対する公職選挙のバリアフリー実現を求める意見書の提出に関する請願書を議題とします。

付託委員会における審査の経過と結果について、委員長に報告を求めます。

梅原福祉厚生常任委員会委員長。

○福祉厚生常任委員会委員長（梅原好範君） 去る12月5日の本会議において、福祉厚生常任委員会に付託となりました請願第1号 中途失聴者・難聴者に対する公職選挙のバリアフリー実現を求める意見書の提出に関する請願書につきましては、去る8月8日に開催いたしました閉会中の常任委員会において、請願者の事務局でもある「ふない聴覚言語障害センター」を行政視察し、事前に詳細な調査・研究も行った上で、12月14日の常任委員会におきまして、慎重に審査をさせていただいたところでございます。

それでは、福祉厚生常任委員会での審査結果の報告をさせていただきます。

請願第1号 中途失聴者・難聴者に対する公職選挙のバリアフリー実現を求める意見書の提出に関する請願書の審査結果は、「採 択」であります。

その他、お手元に配布の請願審査報告書のとおりでございます。

以上、報告とさせていただきます。どうかご賛同賜りますようよろしくお願い申し上げます。

○議長（野口久之君） 以上、報告のとおりであります。

これより請願第1号 中途失聴者・難聴者に対する公職選挙のバリアフリー実現を求める意見書の提出に関する請願書に対する質疑を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（野口久之君） これをもって質疑を終結します。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（野口久之君） 討論なしと認めます。

討論を終結します。

これより請願第1号 中途失聴者・難聴者に対する公職選挙のバリアフリー実現を求める意見書の提出に関する請願書を採決します。

この請願に対する委員長の報告は採択であります。この請願は委員長報告のとおり決することに賛成の方は挙手願います。

（全員 挙手）

○議長（野口久之君） 挙手全員であります。

よって、請願第1号は、委員長報告のとおり採決することに決定しました。

《日程第27、発委第2号 中途失聴者・難聴者に対する公職選挙のバリアフリーを求める意見書》

○議長（野口久之君） 日程第27、発委第2号 中途失聴者・難聴者に対する公職選挙のバリアフリーを求める意見書を議題とします。

本件について、提出者の説明を求めます。

梅原福祉厚生常任委員会委員長。

○福祉厚生常任委員会委員長（梅原好範君） それでは、発委第2号 中途失聴者・難聴者に

対する公職選挙のバリアフリーを求める意見書について、提案説明を申し上げます。

公職選挙においてすべての人に情報を伝達することは、極めて重要なことであります。

とりわけ、聴覚などに障害のある方への情報伝達は、基本的人権の一つである参政権や知る権利の観点からも、制度上担保されなければならないものです。

近年、高齢社会の進行に伴い老人性難聴者の増加が深刻化しており、70歳以上の約5割以上が難聴で、従来の中途失聴者や難聴者の方を含めると、全国で約600万人と推計される現状から、より一層の配慮が求められています。

しかし、中途失聴者や難聴者にとりましては、現在の公職選挙法並びに関係法令では、参政権の中でも最も大切な政見放送での字幕の挿入や個人演説会での要約筆記が保障されているとは言えません。

また、平成26年1月に批准された「障害者の権利に関する条約」の第2条におきましても、「意思疎通」の手段として、言語、文字の表示とともに補助的及び代替的な意思疎通の形態と定義がされており、公職選挙におけるバリアフリー化の対応が求められているところであります。

こうした観点からも、公職選挙において、手話と要約筆記は同等に扱うべきであると同時に、個人演説会場における手話や要約筆記も選挙運動と解すべきではなく、あくまで情報の保障であると考えべきであります。

したがいまして、国に対し、次の事項が実施できる公職選挙法並びに関係法令を、速やかに改正されるよう強く要望するものであります。

- 1 政見放送における手話通訳と同時に字幕を挿入すること。
- 2 個人演説会において手話や要約筆記が利用しやすい環境を整えること。あわせて、手話通訳者や要約筆記者の育成、確保を図ること。

以上、簡単ではございますが、提案説明とさせていただきます。ご賛同いただきますようよろしくお願い申し上げます。

○議長（野口久之君） 以上、説明のとおりであります。

これより発委第2号 中途失聴者・難聴者に対する公職選挙のバリアフリーを求める意見書の質疑を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（野口久之君） これをもって質疑を終結します。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(野口久之君) 討論なしと認めます。

討論を終結いたします。

これより発委第2号を採決します。

発委第2号 中途失聴者・難聴者に対する公職選挙のバリアフリーを求める意見書について、原案のとおり決することに賛成の方は挙手願います。

(全員 挙手)

○議長(野口久之君) 挙手全員であります。

よって、発委第2号は、原案のとおり可決されました。

ただいま議決されました意見書の字句並びに取り扱いについては、議長に委任願います。

《日程第28、閉会中の継続調査について》

○議長(野口久之君) 日程第28、閉会中の継続調査についてを議題とします。

議会運営委員会、総務文教常任委員会、産業建設常任委員会及び福祉厚生常任委員会の各委員長から所管事務のうち、会議規則第75条の規定により、お手元に配付のとおり、閉会中の継続調査の申し出があります。

お諮りします。

各委員長からの申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることに異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(野口久之君) 異議なしと認めます。

よって、各委員長からの申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることに決しました。

以上で、本日の議事日程並びに本定例会に付議された事件は全て議了しました。

よって、本日の会議を閉じ、平成28年第4回京丹波町議会定例会は、これをもって閉会いたします。

閉会 午後 1時35分

地方自治法第123条第2項の規定により、署名する。

京丹波町議会 議長 野口久之

〃 署名議員 松村篤郎

〃 署名議員 坂本美智代